

はじめに



フードバンク山梨理事長
米山けい子

「アベノミクスに沸く経済の中で、日本で明日の食事にも困る人達なんているの？」私達の活動のなかで、そんな疑問をぶつけられる事は少なくありません。2009年厚労省が公表した相対的貧困率は16%（平成21年）でした。つまり6人に1人が貧困状態と高い割合でした。しかし、今の日本ではその実感はありません。

「日本における貧困は見えにくい」これは、専門家を含む多くの方々が、指摘しています。日本人特有の恥の文化、人様に世話になってはいけない、核家族化、孤立化など原因は様々です。ただ、日本でもアフリカ等海外の貧困問題には高い関心が寄せられています。今、その高い関心を国内に向けていくことが求められています。

マザーテレサの言葉に

「日本人はインドのことより、日本のなかで貧しい人々への配慮を優先して考えるべきです。愛はまず手近な所から始まります」という言葉があります。

マザーテレサの言うように、身近な日本の貧困に関心を向けていくには、まず「見えない貧困」を見える形にしていくことが大切だと思います。

それは、正にフードバンク山梨の困窮者支援で見てきた貧困の実態を、社会に知らせていくことです。

今回の社会福祉推進事業では、明日の食事にも困る方々の切実な実態を知って頂くと同時に、食糧支援が新たなセーフティネットとして機能するかを、SROI(社会的費用対効果)の手法や、当事者からの声の分析等で可視化する事を目的としています。

また今回の調査により、食糧支援はただ単に空腹を満たすという一時的な効果に留まらず、経済面、精神面、健康面に波及することがわかってきました。

更に、私達フードバンク山梨の活動の使命は、日本社会で失われた家族、地域の絆を新しい形で再生する試みでもあります。これまで日本社会にあった、顔と顔が見える絆から、支援する側も支援される側も互いの顔は見えないけれど、食糧支援を通して、知らない人が知らない人を支援するという新たな絆が生まれています。

失われた絆を新しい形で再生していく、それがこれからのフードバンク山梨の多くのステークホルダーと共に目指すミッションとなっていく事でしょう。

本報告書が、少しでも日本における貧困問題への関心を高め、解決に寄与出来ることを願っています。

最後に本事業に快くご協力頂いた多くの当事者の皆様、ボランティアの皆様、アドバイザーの皆様に心より感謝申し上げます。

目次

はじめに

第 I 章 相談支援事業編

1) 考察 食糧支援と相談援助の一体的な実施の効果（川村岳人）	1
2) 目的	3
3) 概要	3
4) 事例の抽出 相談・食糧支援事業利用者（15 事例）、就労準備支援利用者（3 事例）	4
事例. 1 外国人、結婚して出産・離婚、無職の事例	5
事例. 2 障害者手帳を申請することで先が見えてきた事例	7
事例. 3 離婚後失業し、困窮したが就労により好転した事例	9
事例. 4 母親の介護で就労が制限され生活に困窮した事例	11
事例. 5 失業し無収入であったが、就職できた事例	13
事例. 6 ファーム参加により、倒産・債務から自信を取り戻した事例	15
事例. 7 高齢・低年金・生活保護申請を拒否している事例	17
事例. 8 時間をかけたサポートで前向きになれた事例	19
事例. 9 夫の死・家業の破綻で生活が一変した事例	21
事例. 10 震災後離婚、自分の希望に近づいている事例	23
事例. 11 本音を言えることで支援につながった事例	25
事例. 12 障害があり、仕事が限られ低収入の事例	27
事例. 13 6 人の子供をかかえて、一人親、無職の事例	29
事例. 14 継続的な支援が就労意欲の向上につながった事例	31
事例. 15 全てを投げ出し自殺未遂、生活を再建している事例	33
事例. 16 生活保護受給、職業訓練により資格取得した事例	35
事例. 17 債務、高齢、低年金、一人暮らしの事例	37
事例. 18 軽度の障害、長期失業により困窮した事例	39
5) まとめ	41
6) 研修視察	44
1. スーパーバイザーによる相談援助職研修	44
2. 平成 25 年度山梨県相談支援従事者初任者研修	45
3. これからのくらし仕事支援室視察（岩手県盛岡市）	46
4. K2 インターナショナルジャパン視察（神奈川県横浜市）	48

第Ⅱ章 調査研究編（1）

- 1) 食のセーフティネット事業利用者に関する実態調査（フードバンク山梨） 50

第Ⅲ章 調査研究編（2）

- 1) 「福祉的メリット」及び新たな包括的・継続的自立支援モデル
のあり方に関する調査研究報告書（株式会社三菱総合研究所） 72

＊本報告書で「FBY」は特定非営利活動法人フードバンク山梨を指す。

＊第Ⅰ章の事例における「食糧支援の効果」は、本人からの聞き取りとアンケートへの記述から抽出した。

第 I 章 相談支援事業編

1) 考察

食糧支援と相談援助の一体的な実施の効果

健康科学大学 健康科学部 福祉心理学科
講師 川村岳人

本稿の主題は、食糧支援と相談援助を一体的に実施することの効果を検証することである。はじめに食糧支援を通して形成される支援者と利用者の関係性に論及した後、その関係性を基盤として展開される相談援助の特色を考察する。

国内外の多くの調査研究において、貧困と社会的孤立の相関性が指摘されており、生活に困窮している人の存在は社会の中で潜在化しやすく、支援者が対象につながることは容易なことではない。しかし、本調査結果をみると、フードバンク山梨は、年齢や性別、障害の有無や健康状態、世帯構成などが実に多様な人びとを支援対象としていることがわかる。フードバンク山梨につながった経路に着目すると、行政機関から紹介された事例が多いが、その大半は生活保護などの制度が設定する対象要件を満たさないため、行政機関が支援を行うことが難しいと判断している事例である。

通常、生活困窮に陥っている世帯はさまざまな課題を抱えており、生活を立て直すまでにはある程度の時間が必要となるため、フードバンク山梨の食糧支援は二週間に一度の頻度で継続される。このことを支援者側の視点から見ると、食糧支援を介して利用者と一定期間、関わりを持ち続けることができるということである。先に述べたように、利用者の大半が制度の対象とならない人びとであることを考えると、フードバンク山梨は制度から排除された人びとをすくい上げ、関わりを持ち続けていることになる。

もっとも、原則として食料は宅配便で届けられるため、フードバンク山梨の職員と利用者とは直接顔を合わせる機会はなく、両者の関係が自動的に進展することはない。そこでフードバンク山梨は、食糧支援の間、手紙のやり取りを行ったり、状況に応じて電話連絡や戸別訪問をしたりするなど、さまざまな機会をつくって利用者との関係を深めている。このように食糧支援を受けている間に形成された信頼関係が、次なる支援段階、すなわち相談援助への移行に対する利用者の心理的な抵抗を除去することに寄与している。

次に、フードバンク山梨による相談援助を考察する。その特色の第一は、「包括的支援」である。ここでいう「包括的支援」とは、利用者が抱える個別の問題に限定するのではなく、利用者の生活を総合的に捉え、そこで生じている課題や利用者のニーズに応じて支援を展開することである。フードバンク山梨がつなぐ社会資源は、福祉事務所やハローワークなどの行政機関、精神科病院、法律事務所など多岐に渡っている。職場での人間関係や自動車事故への対応にアドバイスをしていることから、フードバンク山梨の支援が狭義の社会福祉の枠にとどまるものではないことがわかる。

第二は、「継続的支援」である。フードバンク山梨の相談援助は、生活を立て直すまで継続される。すなわち、債務整理や生活保護の受給など個別の課題を解決したら関わりを断つ、あるいは利用者がフードバンク山梨のアドバイスに従わなければ支援を終結するという一切みられない。食糧支援によって定期的に食料が届けられる

ことになり、利用者は今日、明日の不安から解放されるものの、ただちに生活再建に向けた意欲が高まり、行動に移すことができるとは限らない。このため、生活に困窮している人を支援する際は長期的な視点に基づき、利用者に寄りそう姿勢が不可欠となる。

第三は、「柔軟な対応」である。時間の経過とともに利用者の状況が変わり、それに伴って利用者が抱える課題も変質する。また、関わりを持ち続けている間、常に支援を続ける必要はなく、状況の変化を把握して介入の必要を判断することが求められる。たとえば、生活困窮している人の中には、長期に渡って社会関係を喪失していたため、生活や仕事を続けていく意欲が減退している人がみられる。フードバンク山梨はこのような場合、無理に就労を促すのではなく、まずは就労体験としてのボランティアを勧め、本人の就労意欲が高まってきたのを確認してから職業訓練等につなげている。このようなきめ細やかな対応は、継続的に関わり続けられるという前提があるからこそ可能な支援といえる。

以上のように、フードバンク山梨は制度から排除された人びとにつながり、食糧支援を介して利用者と関わりを持ち続け、その関係をさらに深めるようさまざまな機会をつくり出している。利用者の中には他者の支援を受け入れることに心理的な抵抗を覚える人もいるが、食糧支援を通じて形成された信頼関係が相談援助の受け入れを容易にしている。相談援助には包括的支援、継続的支援、柔軟な対応といった特色がみられるが、こうした支援を展開するためには、何かあったら利用者がすぐに相談できること、支援者がすぐに介入できることが前提となるのであり、そのためには支援者と利用者の信頼関係が不可欠となる。

最後に、食糧支援と相談援助を一体的に実施することの意義を仮説的に論じるならば、食糧支援を介して制度から排除されている人びととつながり、信頼関係を形成した上で、その強固な信頼関係を基盤として利用者に寄り添い、いつでも関われる状態を維持することによって、利用者が生活を立て直す過程で生じるあらゆる課題の解決に寄与することであると考ええる。

2) 目的

行政との連携による食糧支援を基盤とし、就労準備支援、就労・生活相談支援までを一体化した取り組みは前例がない。本事業では、この包括的自立支援モデルを実施し、それぞれの支援事業の組み合わせによって、どのような効果があるか検証することを目的とする。

3) 概要

2013年7月31日（土）から相談支援を開始し、36世帯に相談援助支援を行った。具体的支援は、個別訪問、電話相談、メール対応、同行支援（法テラス、弁護士事務所、医療機関）、連携機関とのケース会議などであった。定期的に相談支援室会議を実施し、支援世帯の経過報告、ニーズ把握、今後の対応についての検討やSROI分析に必要なヒアリング項目の共有を図った。食糧支援と相談支援によって初めて可能になった支援事例を15、就労準備支援事業を通じた支援事例を3、合わせて18事例について詳述する。なお、就労準備支援（フードバンクファーム）では、参加者3人に対して相談支援員が関わり、新たな包括的自立支援モデルの構築のため、食糧支援、就労準備支援、就労・生活相談支援を一体化する支援を試みた。



車で訪問



面談



電話相談と記録の様子

4) 事例の抽出

相談・食糧支援利用者（15 事例） 就労準備支援利用者（3 事例）

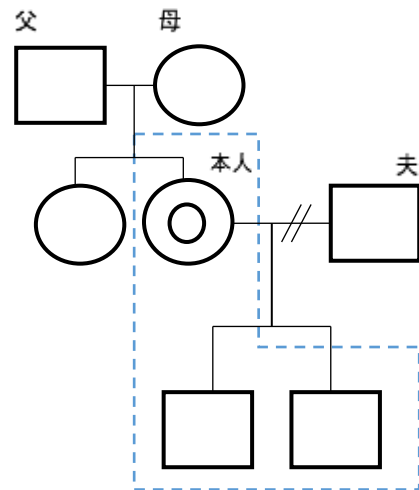
※ 食糧支援回数は 2013 年 12 月末までの総支援回数とする。

※ 食糧支援の効果は、本人からの聞き取りやアンケートへの記述から抽出した。

事例 1. 外国人、結婚して出産・離婚、無職の事例

A さん	
年齢・性別	40 才 女性
同居家族	息子二人
配偶者	なし（離婚）
最終学歴	不明
障害・疾病	あり
生活保護	なし
住居	アパート
食糧支援回数	21 回

● 家族構成



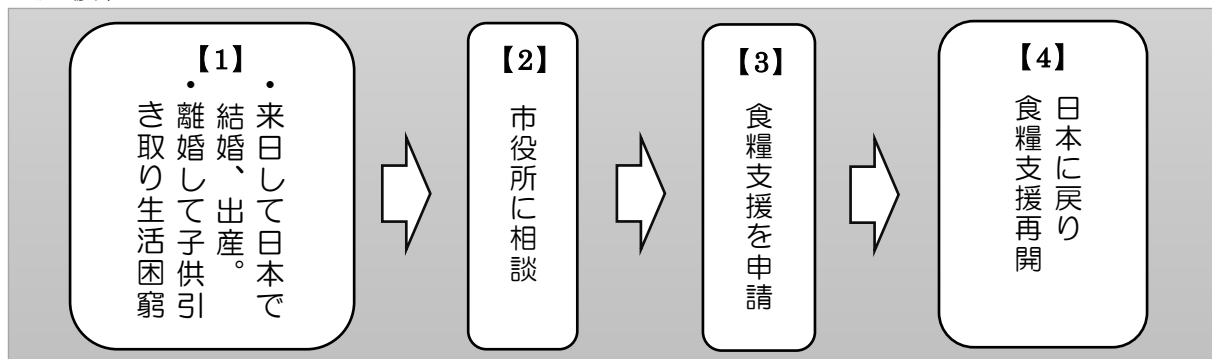
ライフヒストリー

- ・ A さんはフィリピンからタレント（歌や踊り）として仕事に来ていた。
- ・ 平成 15 年に日本人と結婚し 10 年間一緒に生活。子供 2 人生まれたが、夫の借金で 2 年前に離婚、現在のアパートに移り住んだ。
- ・ ストレスから喘息になり、薬はフィリピンから送ってもらっている。
- ・ 昨年 6 月に県外在住の妹にお金を借り、車の免許取得。妹も日本人と結婚し、英語でヘルパー 2 級の資格を取り介護の仕事をしている。
- ・ 昨年 8 月から居酒屋でアルバイトをはじめた。仕事している間、お金を支払いフィリピンの友達に子供を見てもらっている。ハローワークにも登録し、仕事を探している。
- ・ 昨年 10 月に胸にしこりが出来ていることが判明し、下の子供一人を連れてフィリピンに帰って手術を受けた。その間上の子は学校がある為、友達に預けた。
- ・ 11 月初めに日本に戻ったので、食糧支援再開した。

食糧支援の効果

- ◆ 経済面：フードバンクを利用することで 1 万円の食費が浮いた。子供と過ごす時間が増え、服やおもちゃを買ってあげられた。電気代の支払いができた。
- ◆ 精神面：安心して生活出来るようになり、一人だけじゃない自分と子供たちの事を分かってくれる、日本人は優しいと思った。食糧支援がなければ、寂しくて“うつ”になっていた。頑張ろうという気持ちが出てきた。
- ◆ 健康面：食品はバラエティーに富み、いろいろなものが入っていて、特にお菓子が入っていると子供が取り合いっこをして喜んでいる。栄養バランスも良くなり食事をする回数も増え、間食が出来るようになった。

●支援経過



【1】結婚して子供二人を出産したが、夫の借金が原因で離婚。子供二人を引き取って育てているが、まだ小さく思うように仕事できないため生活困窮に陥った。

【2】福祉課に行って相談。FBYの食糧支援を申請。

【3】食糧支援の回数・期間

21回 平成25年1月～9月、11月～支援継続中

【4】日本に戻り療養している。仕事が出来ないので食糧支援を再開した。就労支援はしばらく休む。胸のしこりは悪性ではなかったので良かった。時々痛みがあるため薬も飲んでいる。

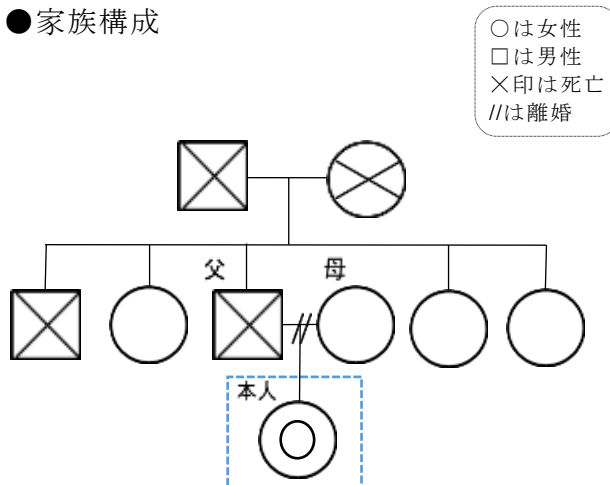
所感(今後の課題・担当者の声)

- ◆妹夫婦に助けてもらって何とかなっているが、いつまでも頼ってばかりもいられない。体が良くなったらハローワークで仕事を探し、住宅支援給付も申請して生活できるように支援する。食糧支援は仕事を始め、収入が安定するまで続ける。
- ◆年齢よりも若く見え、素直な優しい人柄である。永住権はあるが、日本国籍はないので日本国籍をとって漢字を勉強したい、英語を生かしたボランティアをしたいとの希望がある。元夫の母が近くに住んでいて、時々野菜を持ってきてくれて助かっている。フードバンクの食糧支援もあって、“日本人は優しい”と言っていた。手術したことで最初に会った時より、元気そうであったので安心した。漢字の練習が出来るように、練習帳を宅配の中に入れるなどの支援もしていく。

事例 2. 障害者手帳を申請することで先が見えてきた事例

B さん	
年齢・性別	27 才 女性
同居家族	なし
配偶者	未婚
最終学歴	高等学校卒業
障害・疾病	広汎性発達障害
生活保護	なし
住居	持家
食糧支援回数	20 回

● 家族構成



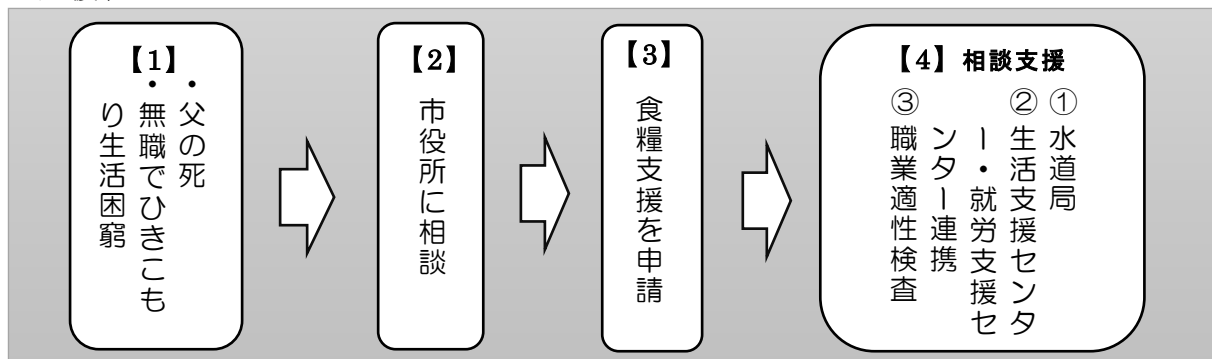
ライフヒストリー

- ・ B さんが一才の時に父と母が離婚。祖母と父に育てられる。
- ・ 祖母は 10 年前に亡くなり、父も昨年春に亡くなり一人暮らしになった。
- ・ 中学 2 年の時にいじめにあい不登校になった。高校は昼の定時制に通い、在学中にコンビニでアルバイトをして卒業後はそのまま 3 年続けた。
- ・ ファミリーレストランで店内清掃などの仕事を 3～4 年勤め、スーパーや飲食店にも務めたが数ヶ月で辞め、父が病気になる頃から家にひきこもるようになった。
- ・ 父の生前中は月 14 万位の厚生年金で生活していたが足りず、消費者金融からお金を借りていた。
- ・ 持家なので家賃は掛からないが、父が病気になったころからカセットコンロを使用している。水道料や電気代の滞納があり、時々おばさんからお金を貰い支払っている。携帯はプリペイドを使用。
- ・ 家の中は掃除をしておらず、物が散らかりほこりだらけで、平成 24 年 11 月に支援が入り大掃除をしてもらった。昨年 12 月に FBY から大掃除に行った。
- ・ 家の掃除や身の回りの片付けを出来ない、仕事をしていないなどの理由から、障害があるのではないかと精神科に 4 回位通い、発達障害の検査を受けた結果、軽い広汎性発達障害と診断された。

食糧支援の効果

- ◆経済面：食費が 1 万円位浮いた。浮いたお金で光熱費を払うことが出来た。
- ◆精神面：食糧支援を受ける事で社会とのつながりが感じられるようになった。支援がなければ、不健康で生活がもっと不規則になっていたと思う。心が軽くなった。
- ◆健康面：一回あたりの食事をする量が多くなり、風邪をひきにくくなった。

●支援経過



【1】 父の生前より、無職で家にひきこもっていた。父の死後収入がなく、蓄えもなくなり生活困窮に陥った。

【2】 福祉課に相談に行き、食糧支援を申請。生活保護の説明を受けたが申請意志はない。

【3】 食糧支援の回数・期間
19回 平成25年1月～支援継続中

【4】 相談支援（同行支援等）

①水道局：水道代を滞納していたが、夜間のアルバイトをするので、そのお金が入ったら払うという事で延期ができた。

②精神科の生活支援センター、就労支援センターと情報を共有し合い今後の支援について役割分担することになった。

・生活支援センター：障害者手帳の申請、掃除ヘルパーなどの支援を受けることが出来るようにする。

・就労支援センター：生活費を稼ぐための就労支援。月6万円をめざす。

・フードバンク山梨：食糧支援と定期的にファームに参加してもらい、健康的な生活習慣が身に付くようにする。

③職業適性検査：検査の結果、適性が認められたため、就労支援B型からはじめて、その後A型の就労をめざす。障害者枠のパソコン教室に通う。

所感(今後の課題・担当者の声)

◆毎週一回入る掃除ヘルパーと一緒に掃除をしながら、身の回りをかたづける習慣を身につけてもらう。ファーム参加や就労支援B型で就労実績を作り、今後の就労につなげる。

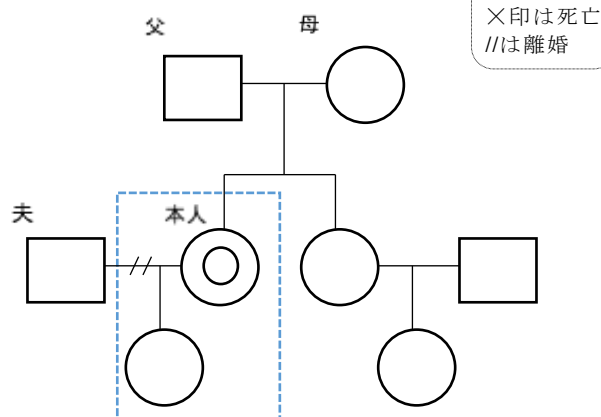
◆1歳の時に母が出て行き祖母と父に育てられた。母のいない寂しさは祖母や父ではうめられないものであったと思う。感情表現ができない、掃除や料理といった当たり前の生活習慣も身につかないまま一人になってしまった。広汎性発達障害との診断を受け手帳を取得した。今後いろいろな支援を受けることで、今まで身につけなかった事を経験し、社会性を広げ自活していくことができるよう他の機関と連携をとり、共に支援していく。

事例 3. 離婚後失業し困窮したが、就労により好転した事例

C さん	
年齢・性別	35 歳 女性
同居家族	娘
配偶者	なし（離婚）
最終学歴	音楽大学卒業
障害・疾病	なし
生活保護	なし
住居	アパート
食糧支援回数	17 回

ライフヒストリー

● 家族構成

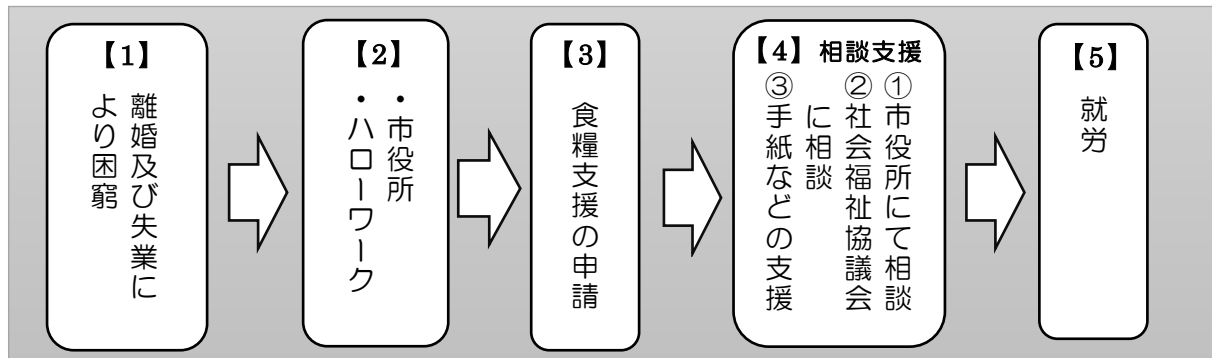


- ・二人姉妹の長女として誕生。高校卒業後県外の音大に進学し卒業後は県内の音楽教室に勤務。
- ・結婚し女兒一人を出産。たび重なる夫の借金・転職・浮気から 1 年間別居したが、改善されず離婚した。慰謝料はなく、養育費のみ毎月 2 万円支払われている。
- ・アパート代金などの経費が捻出できず銀行より借り入れた。C さんも働いていたが、夫が家計を顧みなかったので、貯金は出来なかった。
- ・現在は娘と二人暮らしである。
- ・実家の両親は年金暮らし。同居している妹夫婦とは良い関係ではないので、交流は殆どなく支援は望めない。
- ・離婚後契約社員として働いていたが、契約満了に伴い失業し収入がなくなった。
- ・食糧支援を受けながら就職活動を行い、現在は隣市の学童保育の支援員として働き、時間が空く午前中のみ介護施設の訪問ヘルパーのダブルワークをしている。

食糧支援の効果

- ◆経済面：食費が毎月 2 千円に抑えられたので、三食を食べることができた。今まで買えなかった子どもの好きなお菓子やジュースなどを買えた。
買い物回数が減り時間的余裕が出来たので週 2 回ハローワークに通え、給付を受けパソコン教室に通えた。ガソリン使用量が半分になった。
- ◆精神面：支援を受ける前は先の事が全く分からず不安で一杯だったが、生きる為の食べ物を得られたことで、救われ精神的に楽になった。仕事のことも前向きに考えられた。普段自分では買えない食品も入るので、幸せな気持ちになれた。時間的余裕が増えて、子どもと過ごす時間がとれたので、安定し笑顔が多くなった。
- ◆健康面：食事をしっかり摂ることができ、以前は冬になると必ずひいていた風邪をひかなくなり体調も良くなった。

● 支援経過



【1】 離婚して蓄えがないまま子どもと二人でアパートに転居した。派遣の契約が切れて失業した。慰謝料もなく生活資金がなくなり食べる物もなくなった。

【2】 市役所に相談に行き、食糧支援の申請。
ハローワークにて、就職活動を行う。

【3】 食糧支援の回数・期間
17回 平成25年4月～支援継続中

【4】 相談支援（同行支援等）

①市役所：食糧支援の申請と住宅支援給付の申請を行い受理。

②社会福祉協議会：アパート更新・車検代などに係る費用が用意できず
貸付の申請をしたが受理されなかった。

③手紙などでの支援：その都度、手紙やメール・電話で状況を把握し情報の
提供やアドバイスを行う。

【5】 教員及びヘルパー2級の資格を活かした仕事を探し、市の教員採用試験を受験した結果、採用された。

所感(今後の課題・担当者の声)

◆住宅手当の給付が終了したので、家賃を安い公営団地を申し込んでいるが順番待ちが長く続いている。銀行・社会福祉協議会への返済、車検代のローン、アパートの家賃の負担が大きく生活を圧迫している。

現在働く学童保育の指導員はCさんに適した仕事だが、勤務時間が短いので収入は低い。安定した仕事に就き収入を増やすことが必要なので積極的に動いている。市の教員採用試験を受験し採用された。

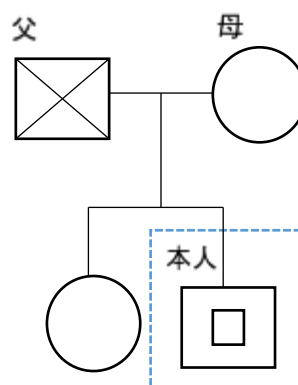
◆ハガキやメールなどで、頻繁に窮状や辛い心情を伝えてくるので、タイムリーなアドバイスや情報を提供でき、Cさんの励みや心の拠り所となっている。隣の市在住の母親とは交流が殆どなかったが、去年の夏Cさんのアパートを突然訪れた事で、わだかまりが少しほぐれたようだ。これを契機に母と娘そして孫との温かい関係が生まれて欲しいと思う。

事例 4. 母親の介護で就労が制限され生活に困窮した事例

D さん	
年齢・性別	38 歳 男性
同居家族	母親
配偶者	なし（未婚）
最終学歴	専門学校卒業
障害・疾病	なし
生活保護	なし
住居	持家
食糧支援回数	13 回

●家族構成

○は女性
□は男性
×印は死亡
//は離婚



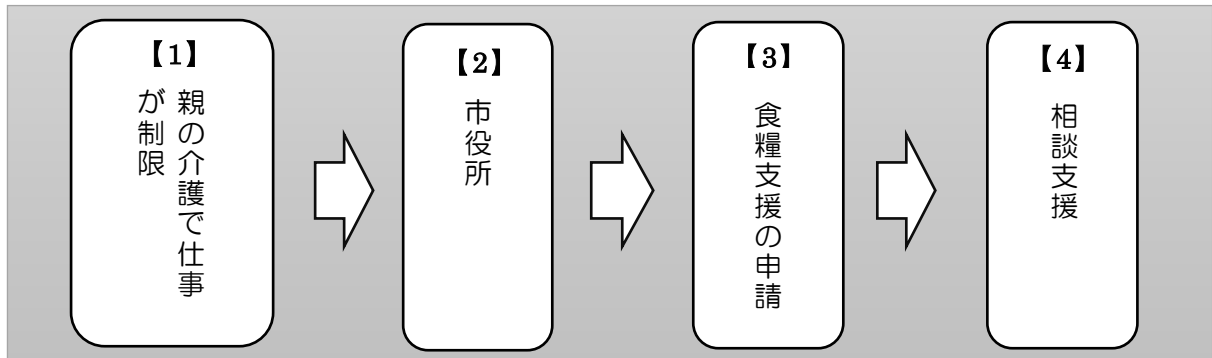
ライフヒストリー

- ・Dさんは県外で生まれ、6歳の時に県内の父親の実家に家族で移り住んだ。
- ・農業高校を1年で中退したが、17歳の時に県外のコンピューター専門学校に進み、卒業後は関連会社に就職した。会社が業務不振となりアルバイトでしのいだが辞めて実家に戻った。
- ・両親の営むラーメン店を手伝っていたが、脳梗塞で倒れ意識もなく寝たきりとなった父親の介護を2年位行った末見送った。その後お店は閉店した。
- ・母親は病を患い1年前より寝たきりとなった。訪問介護を時々利用するものの、普段はDさん一人で介護しているので、早朝の短時間アルバイトでしか働けない。
- ・母親の年金とアルバイト代では、介護代や生活費の支払いは不足し、食費に回せないような状況となった。
- ・一人での介護は負担が大きく精神的に追い詰められ、母親への虐待の危険もあるため、精神科に通院した。
- ・生活の困窮から、食糧支援の申請に至った。
- ・現在は、母親が就寝中の早朝3時間ほど工場の製造ラインで働いている。

食糧支援の効果

- ◆経済面：1ヶ月3,000円程度の食費が浮いたので、他の品を購入したり税金の支払いに回せた。普段はお米を炊けなかったが、食品が届いた時はご飯を炊いて味噌で食べた。お粥しか食べられない母親に、毎回お粥を送って貰えたので助かった。
- ◆精神面：食品を得ることで安心感と楽しみが出た。
FBYに繋がったことで助けられ、感謝している。
- ◆健康面：3食充分食べられ、今までは出来なかった間食も出来るようになった。
お粥しか食べられない母親に、毎回お粥を送って貰えたので助かった。

●支援経過



【1】以前は父親、現在は病で寝たきりとなった母親の介護のため、早朝の短時間しか働けず、母親の年金と合わせても低収入なので、生活資金が不足している。県外在住の姉とは交流もなく介護への協力は難しく、Dさん一人に関わり精神的にも疲れ追い詰められた結果、母親に対して暴力的になってしまうこともあった。

【2】保健課に相談し、食糧支援の申請。
毎月保健課の担当者が訪問し話を聞いてくれる。

【3】食糧支援の回数・期間
13回 平成25年4月～支援継続中

【4】相談支援
傾聴：介護や今後の生活の不安を聞き取り、アドバイスを行う。

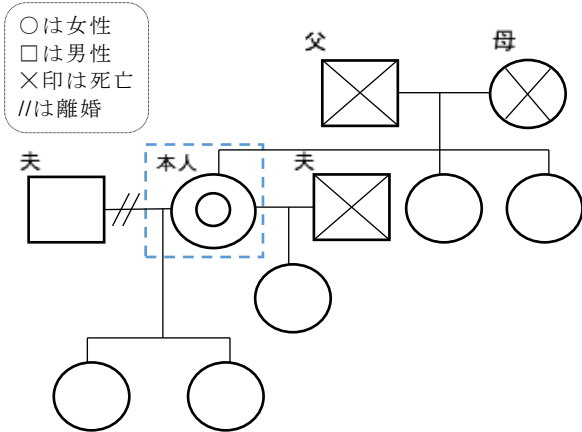
所感(今後の課題・担当者の声)

- ◆飲酒せず煙草は吸わず、税金の滞納や借金もない。
経費がかかるので車も手放したいが仕事に行けなくなってしまうので手放せない。
堅実な金銭感覚を持っているので、収入が増えたら生活は安定すると思われる。
時間さえあれば、フルタイムで働く意思があり、パソコン業務やガーディニングの仕事を希望している。
- ◆几帳面な性格で、室内は整然と分別・収納され、又植木や鉢植えの植物を育てている。母親のベッド回りも片付いており、生活上の事はきちんと出来ているので安心できた。母親の介護の負担はあるが、現在は病院の訪問看護を利用しながら生活している。果物などを届けてくれたり、愚痴をこぼせる友人がおり、Dさんが孤立する事を防いでいる。

事例 5. 失業し無収入であったが、就職できた事例

E さん	
年齢・性別	55 歳 女性
同居家族	なし
配偶者	なし（離婚）
最終学歴	高等学校卒業
障害・疾病	なし
生活保護	なし
住居	借家
食糧支援回数	14 回

●家族構成



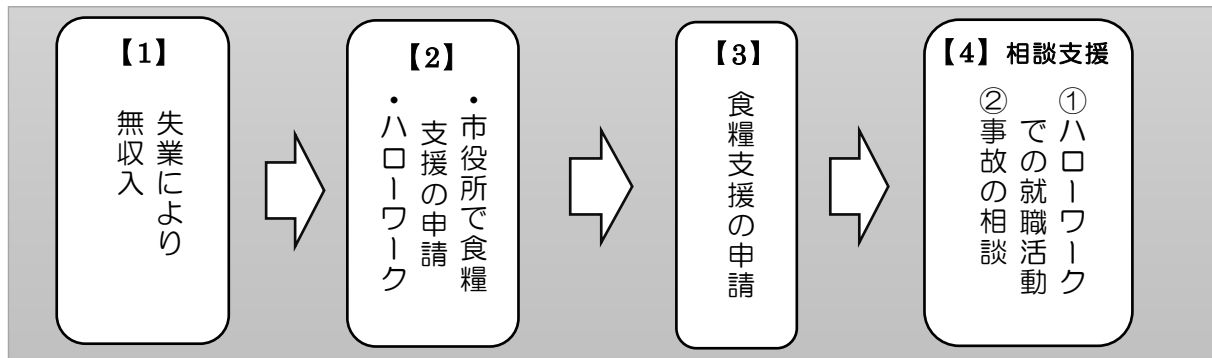
ライフヒストリー

- ・三人姉妹の長女として誕生。高校を卒業後企業に正社員として勤務。
- ・22 歳で結婚し女兒を出産した後子育てに専念。4~5 年後に夫が交通事故を起こし亡くなった為、母親に養育費を払い子供を預けて働いた。
- ・28 歳の時に再婚し女兒 2 名を出産したが、40 歳頃離婚した。
- ・子どもを保育園に預けパートで働いた後、飲食店を一人で経営した。
- ・飲食店を辞め隣市の食堂で働いていたが、上司の理不尽な対応により、辞めざるを得なかった。
- ・両親は亡くなり二人の妹とは交流がない。
- ・三人の娘は、各自が離婚などの問題を抱えていたり、E さんとの確執も生じていることから、ここ数年連絡を絶っている。
- ・小学校からの同級生が近くにおり、夫婦で E さんの相談相手になり親密な付き合いがある。一緒に食事やカラオケなどをして楽しみ、ストレス解消している。

食糧支援の効果

- ◆経済面：買い物に行く回数が減ったので、無駄が省けた。
仕事がなくなり蓄えもなく食品を買えず不安だったが、定期的に食品が届けられるので安心して就職活動ができるようになり就労に繋がった。
- ◆精神面：このような支援があるのだと知ったことで、社会に目を向けるようになった。気持ちにゆとりができた。
- ◆健康面：食糧を頂く事で、いろいろな料理を作るようになり、体調を維持できた。

●支援経過



【1】パート勤務していた食堂を辞めたため、収入がなくなり困窮した。

【2】市役所で相談し、食糧支援を申請した。
ハローワークに通い、就職できた。

【3】食糧支援の回数・期間
14回 平成25年6月～支援継続中

【4】相談支援（同行支援等）

- ① ハローワークでの就職活動：電話・メール・手紙での励ましや、アドバイスと情報提供を行い、Eさん自身も頻繁に通った結果、本人の職歴に適した食堂の仕事を得ることができた。
- ② 自転車事故の相談：通勤時に乗用車と衝突し脚に怪我をした。相手側・保険会社との対応のアドバイスを行い、事故処理は納得のいく形で終了した。数日間の休養と病院への通院で、多少の痛みは残るも仕事に復帰できた。

所感（今後の課題・担当者の声）

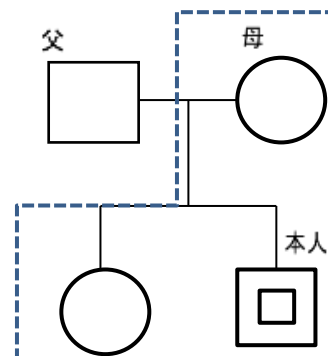
- ◆勤務している食堂では、仕事ができ真面目な働きぶりが評価され、当初は2~3時間の勤務だったが最近は8時間と長くなった。収入が増えるのは歓迎であるが立ち仕事なので、事故の影響や年齢から体力的に厳しい。店長と話し合い、8時間勤務の翌日は休みもしくは短時間勤務となるよう交渉する。
- ◆Eさんは辛い事や苦しい事があっても泣き言は言わず我慢強く、娘たちとの関係も受け入れている。人生観をしっかりと持っているので、収入が確保できれば自立できると思われる。家賃の値下げを談判したり、時々別のアルバイトを頼まれるなど生活力があるので、年金受給まで健康に注意して働くことで、安定した生活ができる。好きな花を植えたり愛犬との生活は、Eさんにとって生きる糧となっており、笑顔を欠かさないのが印象的であった。

事例 6. ファーム参加により、倒産・債務から自信を取り戻した事例

F さん	
年齢・性別	46 才 男性
同居家族	母、姉
配偶者	なし（未婚）
最終学歴	高等学校卒業
障害・疾病	片頭痛
生活保護	なし
住居	持家
食糧支援回数	17 回

● 家族構成

○は女性
□は男性
×印は死亡
//は離婚



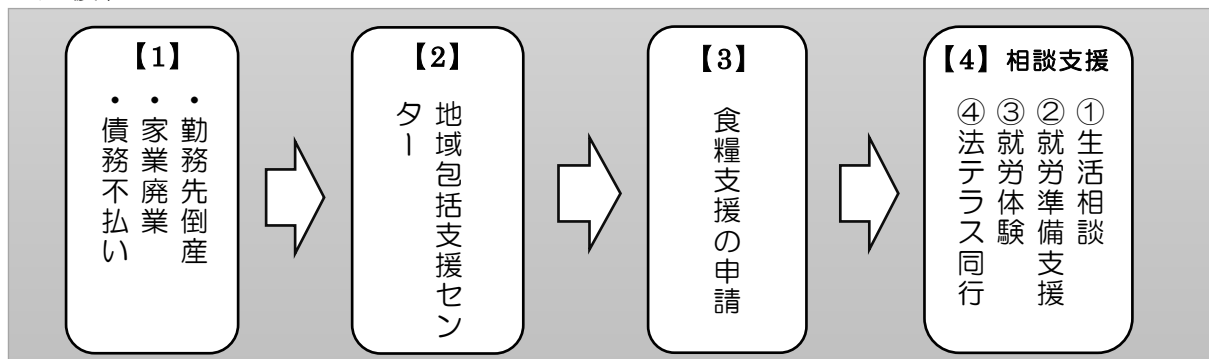
ライフヒストリー

- ・本人は近隣の食品会社で長らく倉庫の仕分け業務に従事。
- ・会社倒産後、両親の経営する飲食店を手伝うが、売上減のため店を畳む。
- ・その後は求職活動をしたが、普通免許もなく携帯会社への不払いがあり携帯も持てず、現在まで就労に結びつかない。
- ・父は介護老人保健施設入所。姉が離職し、母の年金だけで三人の生活を支える。
- ・消費者金融から借金しパチンコにつぎ込む。数年前に簡易裁判所の特定調停をしたが支払えず、そのままとなっている。
- ・支援前は、母親の年金、姉がパート勤務、本人が求職中であった。訪問時には、姉が求職中となり、本人は無職のままであった。

食糧支援の効果

- ◆経済面：毎月の食費が 3,000 円浮いた。特に米の購入量が半分になった。ハローワークでの就職活動の時間が持てるようになった。
- ◆精神面：社会とのつながりが感じられるようになった。支援が無ければ、他人と話す機会がなく、ストレスになっていたと思う。

●支援経過



【1】勤務先倒産・家業廃業後、再就職先を探すもみつからず、サラ金借入、公共料金や携帯料金の支払いが滞る。簡易裁判所の特定調停で債権者と合意するも、返済できずに放置していた。

【2】地域包括支援センターから世帯の収入減を理由に、食糧支援の要請がきた。Fさんは稼働層に属するが、就労意欲低下のため自立に繋がっていないとの事でありセンターの性格上、本人への関わりが難しいと相談があったため、訪問し傾聴した。

【3】食糧支援の回数・期間
17回 平成25年3月～支援継続中

【4】相談支援（同行支援等）

①生活相談：母親から食糧支援継続可否の不安、本人から現状に対する不満を傾聴し、食糧支援の仕組み、住基カード取得方法、ファーム情報を提供。随時訪問を実施。その後、住基カード取得した旨の連絡あり。

②就労準備支援：本人からファーム参加の申出があり、今後は借金（法テラスへの同行）、仕事（日払いの仕事）、携帯（プリペイド）の3つの課題を解決したい。ファームも継続参加希望。

③就労体験：ファームと並行し、農業関連の派遣にも参加。表情も明るくなった。

④法テラス同行：Fさんが自己破産の意志を示したので、法テラスへ同行した。消費者金融業者からの郵便物、裁判所からの手紙等は、まとめて保管してあるので、わかる範囲で債務総額を一緒に調べた。

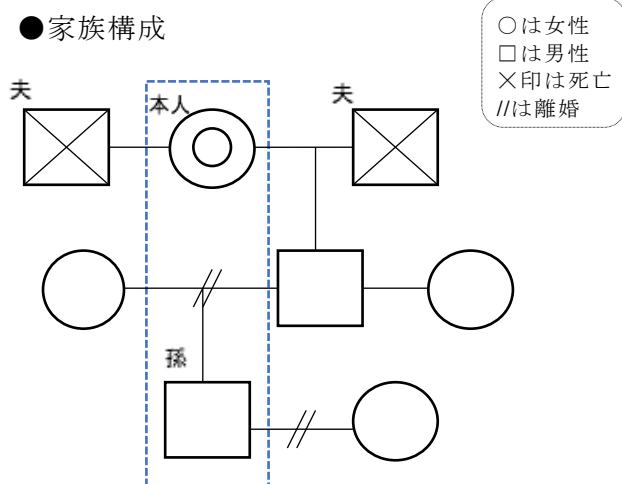
所感(今後の課題・担当者の声)

◆今後の自己破産に向けた流れを担当弁護士と打ち合わせる。Fさんの親が連帯保証人になっている債務もあるため、同時に解決を目指す。

◆誠実な人柄で、真摯に作業に取り組んでいる。派遣の仕事もしっかり続けているので、今後は一般就労を目指していく。

事例 7. 高齢・低年金・生活保護申請を拒否している事例

G さん	
年齢・性別	85 才 女性
同居家族	孫
配偶者	なし（死亡）
最終学歴	小学校卒業
障害・疾病	身体障害 2 級・持病
生活保護	拒否
住居	持家
食糧支援回数	51 回



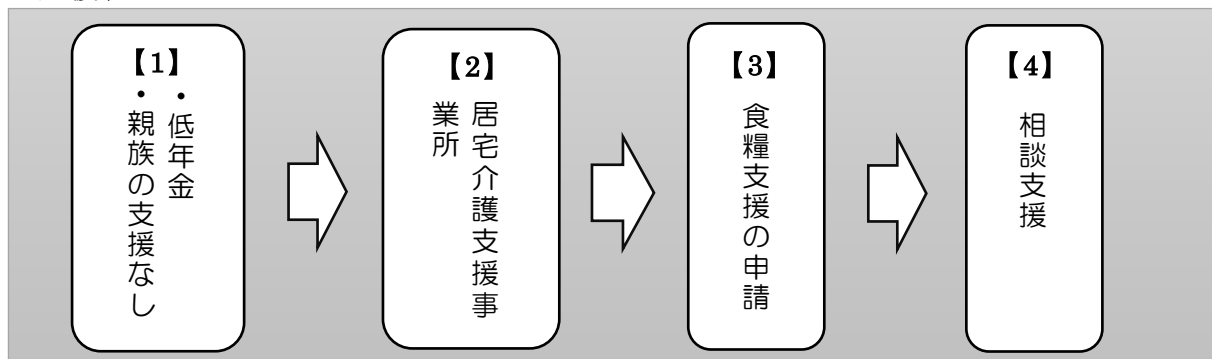
ライフヒストリー

- ・嫁いできてから現在まで、同じ家に居住している。
- ・持家であるが、古い家屋なので高齢者には生活しにくい。
- ・年金のみの収入。子ども達からの支援なし。
- ・長らく独居であったが、最近、孫が別部屋に居住する。県外で不定期の仕事をしており、常時居るわけではない。
- ・居宅介護支援事業者の担当者とは、10 年来の良好な関係がある。

食糧支援の効果

- ◆経済面：毎月の食費が 8,000 円浮いた。ヘルパーを頼む回数が、2 回から 3 回に増やすことができた。現在、食費は月 1,500 円以内に抑えている。利用前は、毎週末食べるものが無かった。
- ◆精神面：収入や預金は大切と思う。支援によって命が繋がっていると感じている。
- ◆健康面：食糧支援を受けることで一日三食の食事ができ、肌の艶良くなった。今までは粗食だったので、肌がバサバサだった。食欲も向上した。

●支援経過



【1】月 36,000 円の老齢基礎年金のみの収入。炊飯器は故障しており、ガスコンロで炊飯。家事支援のヘルパーが週 2 回入っている。親族の支援はない。

【2】居宅介護支援事業所に相談に行き、食糧支援を申請。
血圧の変動が激しいが、訪問看護（1 回 450 円）が高いので利用できない。
＊重度心身障害者医療費助成が償還払いに変更されるために、前払いで数千円を用意しなければならないことも負担となっている。

【3】食糧支援の回数・期間
51 回 平成 23 年 11 月～支援継続中

【4】相談支援
訪問支援により傾聴した。

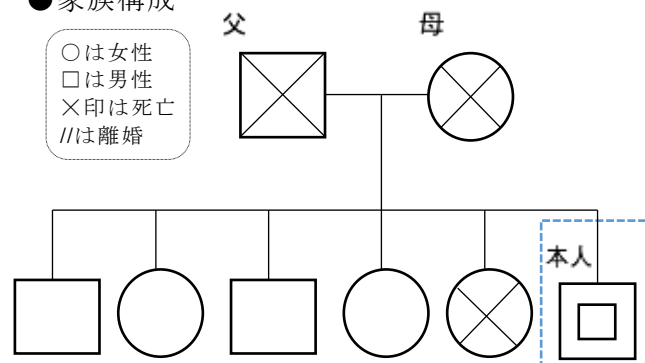
所感(今後の課題・担当者の声)

- ◆身体障害 2 級である。既に初診の主治医が亡くなっており、診断書が出せないため、障害年金申請できないとのことだった。生活保護を考えたが、貧困に陥ったのは自分に原因があると思っており、生活保護の意志はない。
- ◆食糧支援の利用について、FBY に頼っては申し訳ないと言っているが、支援を止めると、生活が成り立たない現状である。食糧支援をしているものの、85 才の高齢者には厳しい生活が続いている。

事例 8. 時間をかけたサポートで前向きになれた事例

H さん	
年齢・性別	49 才 男性
同居家族	なし
配偶者	なし 未婚
最終学歴	中学校卒業
障害・疾病	なし
生活保護	受給中
住居	借家
食糧支援回数	3 回

● 家族構成



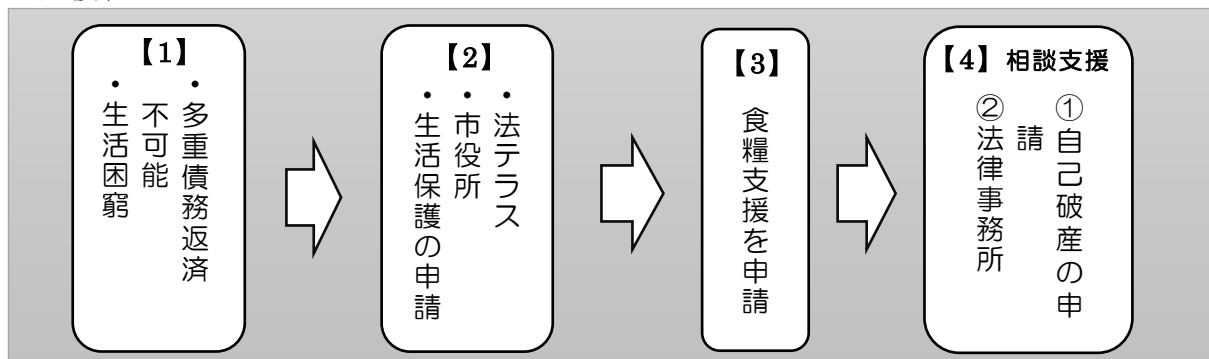
ライフヒストリー

- ・中学校卒業後地元企業に派遣社員として勤務。43 才の時企業が撤退した為に退職。退職金が入ったこともあり再就職はしなかった。
- ・この当時パチンコなど遊興の為、消費者金融 5 社から頻繁に借りるようになった。現在に至るまで、返済は殆どされず負債額は 400 万円余となっている。
- ・入退院を繰り返していた両親と同居し世話をしながら、桃の選果場で 2 ヶ月位働いていた。
- ・消費者金融 1 社から提訴され分割返済の判決が出るも返済できなかった。弁護士無料相談会にて債務整理を依頼したが、今に至るまで返済計画を放置してきた。
- ・平成 24 年 4 月に生活保護の申請を行い受理された。保護費が支給されるまでの期間食糧支援を行った。
- ・生活保護を受給しながら、単発的にパートで働いていたが、食べる物がなくなり身体の不調やライフラインの停止などの困窮状態になった。
- ・以前は次兄と次姉の援助はあったが現在は難しくなり、他の親族からも望めない。
- ・法テラスへの申請を進めるも決心がつかずにいたが、頼っていた父親の死もあり平成 25 年 10 月法テラスにて相談のうえ自己破産の申請をした。
- ・法テラスの審査で受理されたので、申請書・陳述書の作成及び添付書類の準備を進めている。
- ・現在は清掃会社のパートとして、ホテルで働いている。

食糧支援の効果

- ◆経済面:食糧を貰えたので、他の必需品を購入できた。
- ◆精神面:3～4 日位食べられない日があったが、ほぼ毎日食べることができ助かった。
- ◆健康面:冷蔵庫に何も入っておらず、食べ物が無い状況に慣れてしまったが、支援を受けて食べる事が大事だと痛感させられた。食べないと風邪をひいたり、体調が悪くなりやすいので、食べられたことで健康を維持できた。

● 支援経過



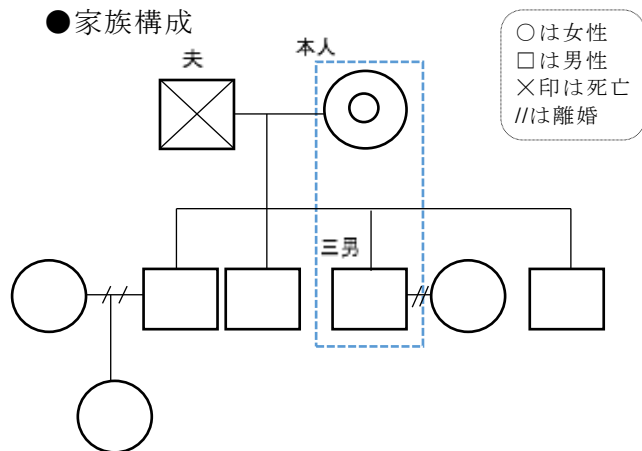
- 【1】 消費者金融 5 社から借入が 400 万円余となり、不安定な派遣の仕事も継続が難しく、返済は不可能となった。仕事がなくなり、また金銭管理にも問題がある為生活費がなくなり、身体の不調や携帯、ライフラインが止められる事が多くなった。
- 【2】 法テラスにて、自己破産の申請を行った。
市役所の福祉課にて生活保護の申請を行い受理された。保護費が支給されるまでの期間、食糧支援の申請。
- 【3】 食糧支援の回数・期間
3 回 平成 24 年 5 月～6 月 * 保護費が支給されるまでの期間食糧支援を行う
- 【4】 相談支援（同行支援等）
① 法テラス：担当弁護士がつき自己破産の申請が受理された。
② 法律事務所：弁護士の指示で、聞き取り作業及び裁判所提出の申請書作成や添付書類の準備を行う。H さん一人では難しいのでサポートしながら進めている。

所感(今後の課題・担当者の声)

- ◆ 自己破産成立後は、生活保護から脱却したいと願っているのですが、継続的に働ける仕事に就き収入の安定を図る。身体の不調があるが、ここ数年は病院に行っていないので、健康面の不安がある。市役所にて無料医療券を給付してもらい、病院での受診を勧めている。金銭管理に問題があり、しばしばライフラインが止められ携帯も使用不可能となるため、サポートが必要なので、見守りを続けていきたい。
- ◆ 今後お金を貯めて車の免許を取る。両親が亡くなったので自分自身の事を真剣に考えたいと前向きな気持ちになってきた。又他の人を思いやる余裕もみられるようになった。H さん自身が大変な時でも、高齢の伯母さんの介護に通うような優しい人柄でもある。食糧支援が終了後も、メールや手紙で状況を聞き取り対応を続けていく。

事例 9. 夫の死・家業の破綻で生活が一変した事例

I さん	
年齢・性別	63 歳 女性
同居家族	三男
配偶者	なし（死亡）
最終学歴	洋裁専門学校卒業
障害・疾病	なし
生活保護	なし
住居	借家
食糧支援回数	18 回



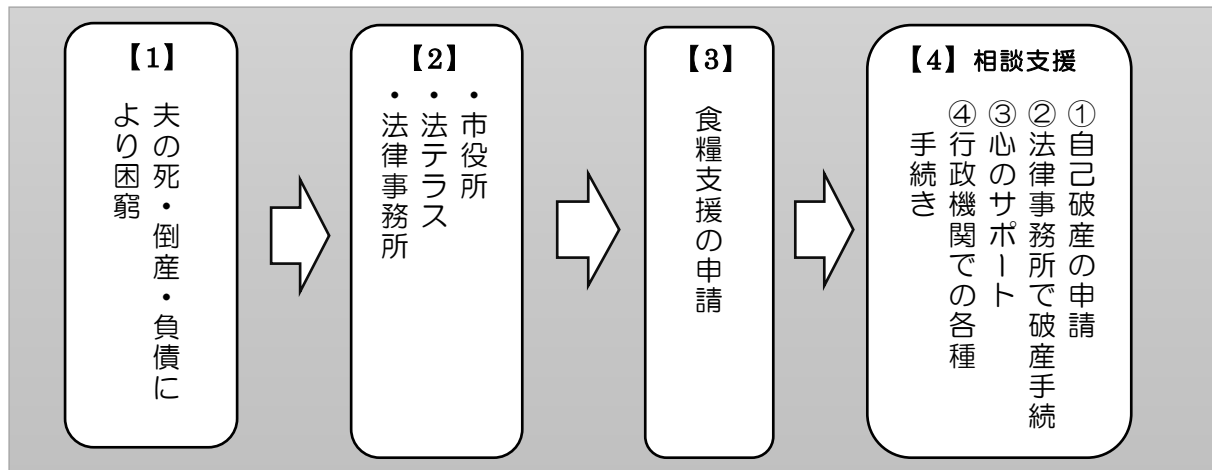
ライフヒストリー

- ・ 中学校を卒業後、洋裁専門学校に進み技術を活かして洋裁店に勤務。
- ・ 21 才の時に結婚し 4 人の子どもを出産。夫が独立して 1 級建築設計事務所を設立し、I さんも協力し経営を軌道に乗せた。
- ・ 夫が 56 歳の時に突然亡くなり、長男が夫の後を継いだ。経営不振となり倒産。長男は離婚し借金を残したまま行方がわからなくなっている。
- ・ 銀行の借入れが返済不可能となり競売にかけられた。売却金は手元に残らず負債は 400 万以上残った。
- ・ 兄の下で働いていた三男は給料をもらえず又自分自身の借金もあり、母親と同居しダブルワークをするも、返済が多く余裕がない。
- ・ I さんの親族は諸事情から、支援は出来ない。
- ・ 生活資金がなくなり、福祉課にて食糧支援の申請を行った。
- ・ 次男・四男には迷惑をかけられないので、縁を切り交流を絶った。
- ・ 現在コンビニでパート勤務をしているが厳しい状況で、自己破産の決意をした。

食糧支援の効果

- ◆ 経済面： 金銭的に余裕がなかったが、食糧支援により浮いたお金で米を購入できた。
- ◆ 精神面： 少ない睡眠と心労で気持ちがすさみ、お金のことしか考えられなかったが食糧支援を受けてから変わってきた。精神的に楽になり働く力が沸いた。失いかけていた感謝の気持ちが沸いてきた。
- ◆ 健康面： 以前より多く食べることが出来たので、身体が楽になった。三男が身体を使う仕事なので、三食食べる事で健康を守る事が出来た。

●支援経過



- 【1】 亡き夫が築いた設計事務所が、後継者となった長男の放漫経営や散財などの原因で倒産。土地・建物を担保にした銀行の借り入れが、返済不可能となり競売にかけられ家を失った。さらに借金（銀行・カード会社・税金）は 400 万円以上あり、I さんのパート代や寡婦年金は殆ど返済にあてるので、生活に困窮した。
- 【2】 市役所：FBY の食糧支援を申請。
法テラス：家を競売後、法テラスに自己破産の申請。
法律事務所：自己破産の手続きを行う。
- 【3】 食糧支援の回数・期間
18 回 平成 25 年 4 月～支援継続中
- 【4】 相談支援（同行支援等）
①法テラスにて自己破産の申請を行い、担当弁護士がつき審査が通った。
②担当弁護士の所属法律事務所で、破産申告に向けての聞き取り調査、書類作成、添付書類の準備を進める。
③手紙にて生活の窮状や精神面での辛さを訴え、自分自身を責めたり希望を失いかけていたので、傾聴し心に寄り添ったサポートを行う。
④市役所にて転居後の手続き、税金未納の確認と対処等を行う。税金は分割で支払っていく。

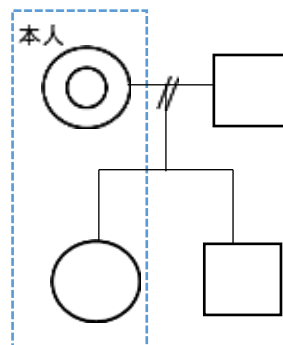
所感(今後の課題・担当者の声)

- ◆自己破産が成立後は滞納した税金の分割払いはあるが、返済がなくなり収入が増えるのでパートで働きながら、まず健康保険を取得し病院に通いたい。パートの仕事が年齢的にも体力的にも負担が大きいので、現在の夕方から 22 時までの勤務時間帯を日中に変え、勤務時間を短縮して働くようにする。
- ◆I さんは律儀で真面目な性格なのと、自負心が強く頼ることは恥と思っているので、一層追い込まれてきた。長男の不始末を自分の子育ての責任と責めている。しかし、支援が進むにつれ、投げやりだった気持ちがほぐれ、社会に対しても又自分自身にも肯定的な見方に変わってきた。

事例 10. 震災後離婚、自分の希望に近づいている事例

J さん	
年齢・性別	48 才 女性
同居家族	娘
配偶者	なし（離婚）
最終学歴	高等学校卒業
障害・疾病	うつ病
生活保護	なし
住居	アパート
食糧支援回数	12 回

●家族構成



○は女性
□は男性
×印は死亡
//は離婚

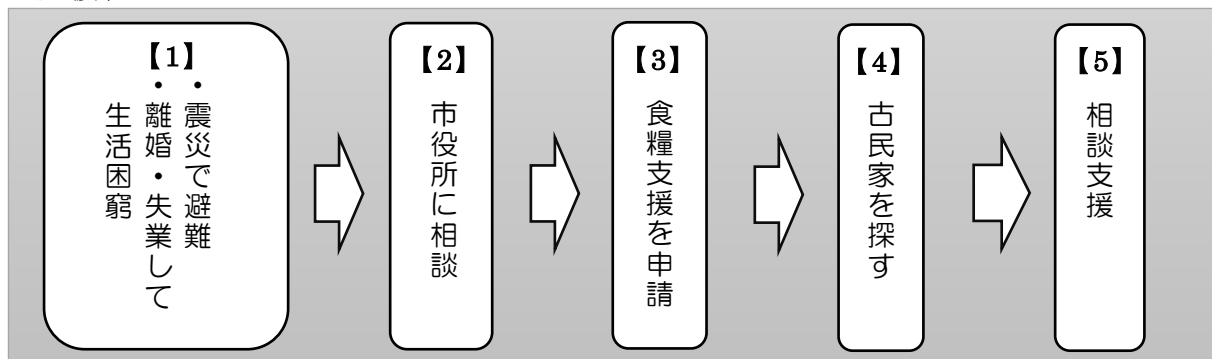
ライフヒストリー

- ・38歳の時大病を患い、入院している時に何かを残したいという思いが強くなった。
- ・東日本大震災により山梨に家族と犬で避難。その時に書き上げた児童文学が賞を受賞した。
- ・地元への帰還に関して夫婦で意見が別れ離婚した。夫が息子の親権、Jさんは娘の親権をとり、娘と一緒に山梨に定住。同じアパートの住人と親しくなり、車を貸してもらったり、良好な関係が出来ている。
- ・娘はアスペルガー症候群と診断され、精神科に通院している。学校には通わず、家で勉強したり絵を描いたりしている。
- ・昨年4月からスーパーに勤めていたが、交通事故にあい肋骨を折ってしまい、仕事が出来なくなって辞めた。
- ・知人から山が近くにある一軒家を紹介され、気に入ったので引っ越した。
- ・新しく事務や文章を書く仕事に就労、児童手当と合計で収入が20万円を超えたので、食糧支援は終了した。

食糧支援の効果

- ◆経済面：食費が5,000円位浮いた。子供と過ごす時間が増え、趣味の時間が持てるようになった。気持ちに余裕が出来、子供の趣味の道具にお金を回すことができた。
- ◆精神面：家庭の事情が複雑で、娘の気持ちがふさがちになっていたのが、大人社会に対する信頼感が向上した。特に子供が喜び家庭の雰囲気が温かくなった。
- ◆健康面：栄養バランスが良くなり間食も出来るようになり、体力も向上した。

●支援経過



【1】 東日本大震災で避難していたが、離婚して山梨に定住。仕事もなくなり生活困窮に陥った。夫からの養育費はない。

【2】 市役所の福祉課に行って相談。FBYの食糧支援を申請。

【3】 食糧支援の回数・期間
12回 平成25年6月～12月で終了

【4】 子供のこともあり、静かなところに古民家を探して住み、児童文学を書きたいという希望があった。知人から比較的静かで山近くに、一軒家の安い家を紹介されそこに住むことになった。

【5】 相談支援
子どもの事や震災・避難・離婚を経験し、うつ病になり薬を飲んでいた。自分の子供に対する気持ちや対応を、話すことで納得し、整理することが出来た。

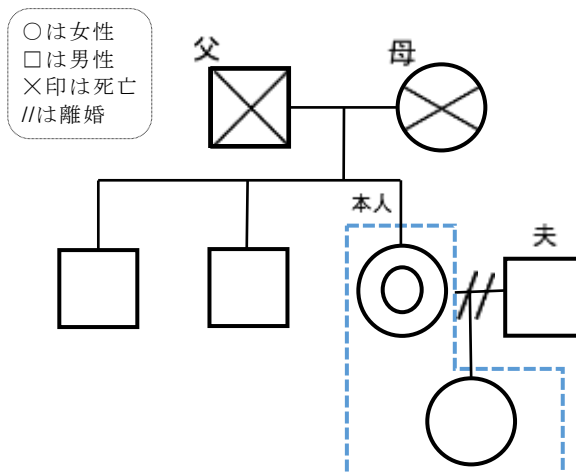
所感(今後の課題・担当者の声)

- ◆ 今後は生活費を得るために仕事をし、執筆活動の時間も増やしていく。
- ◆ 子供には一度も会えなかったが、絵を描くのが好きで毎日描いているそうだ。Jさんの本に挿絵を描き、親子で一緒に仕事する機会を作れば良いと思う。一番大変な時に助けていただいたので、前向きに頑張ることができた、という言葉を受け、食糧支援することで大変な時期を乗り越えられたと安心した。

事例 11. 本音を言えることで支援につながった事例

K さん	
年齢・性別	32 才 女性
同居家族	娘
配偶者	なし（離婚）
最終学歴	高等学校卒業
障害・疾病	精神不安定
生活保護	なし
住居	市営住宅
食糧支援回数	8 回

●家族構成



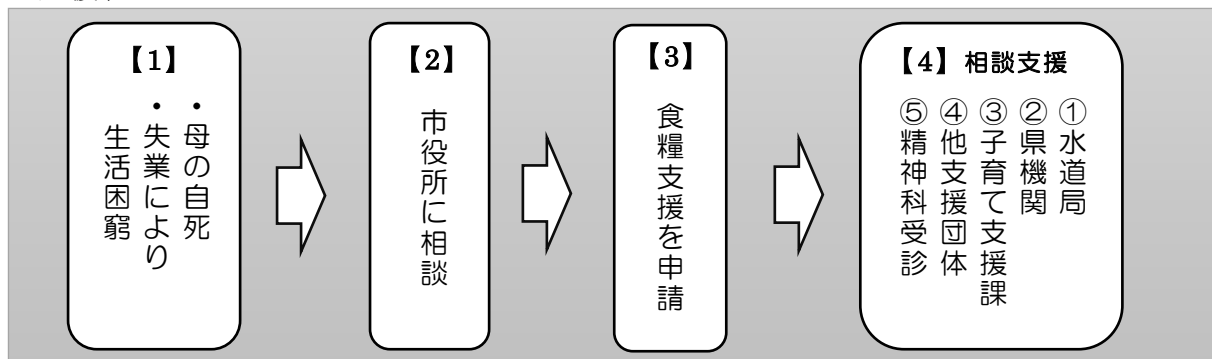
ライフヒストリー

- ・幼少の頃父から暴力を振るわれていた。
- ・成人し、介護ヘルパー2級を母と一緒に取得し、介護施設に就職。
- ・結婚し女の子を出産、三人で両親の家に同居していたが、夫が働かずギャンブルと借金があり、娘が3カ月の時に離婚。
- ・5年前に父が病気で死亡。
- ・その後母と一緒に市営住宅で生活。異なる施設だが同じ職業につき、子育てや家事を手伝ってもらえたので安心して仕事を頑張ることが出来た。
- ・昨年2月に母が自死し、突然だったのでお葬式では泣くこともできなかった。悲しむ間もなく一週間後からヘルパーの仕事が始まった。
- ・4月には子供が小学校に入学し、仕事と両立させていたが、7月になり会社の経営状況が悪化し解雇された。
- ・雇用保険もなく扶養手当と長男にお金を借りて生活。仕事も探していたがなかなか決まらず、焦りから精神的に落ち込み、うつ状態になっていた。
- ・家賃は3カ月滞納、電気ガスはなんとか払っていた。水道代は2回分滞納、携帯代は事情を話して待ってもらっている。

食糧支援の効果

- ◆経済面：食費が5,000円位浮き就職活動が出来るようになった。
- ◆精神面：精神的に追い詰められ子供に当たってしまっていたが、安心して生活が出来るようになり、孤独感が解消された。
- ◆健康面：食事をする回数が多くなり、風邪をひきにくくなった。

●支援経過



【1】 母が亡くなった後、働いていた介護施設の経営悪化により解雇され、生活に困窮する。

【2】 子育て支援課に相談に行き、食糧支援を申請。

【3】 食糧支援の回数・期間
8回 平成25年9月～支援継続中

【4】 相談支援（同行支援等）

- ① 水道局：水道代を滞納していたが児童手当が給付されたら支払うと書面での約束を交わした。
- ② 県機関：生活支援費の貸し付けの相談に行ったが、子供が高校入学時に貸し付けを受けた方が良いとアドバイスをされ K さんも納得した。
- ③ 子育て支援課：ハローワークで就活する事で住宅支援を受けることが出来た。
- ④ 他支援団体：週一回子育て訪問支援に来てもらえる事になり、安心して仕事に励めるようになった。
- ⑤ 精神科受診：うつ病ではないかと心配していたが“うつ病ではない”と診断された。

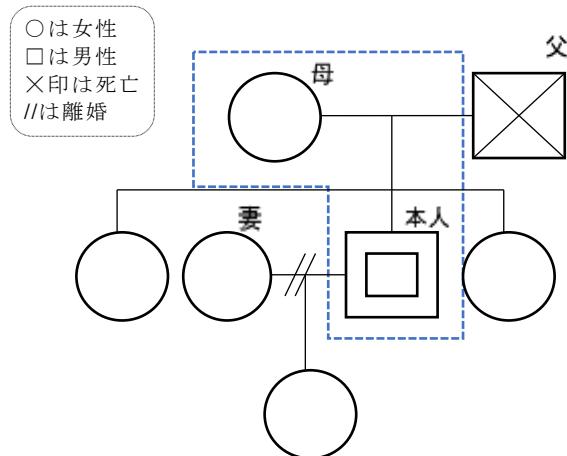
所感(今後の課題・担当者の声)

- ◆4月から老人ホームに勤務が決まり、今はつなぎでコンビニのアルバイトと扶養手当で生活している。5月の給料をみながら、食糧支援の終了を検討する。
- ◆初めて会った時の K さんの状態はとても困っているにもかかわらず、それを上手に表現できなかった。何回も訪問やメール・電話などでやり取りを重ねていくうちに、自分の状態をさらけ出し本音を言ってくれるようになった。大変な状況から精神的にやっと抜け出してきている。

事例 12. 障害があり、仕事に限られ低収入の事例

しさん	
年齢性別	58才 男性
同居家族	母
配偶者	なし（離婚）
最終学歴	高等学校卒業
障害・疾病	身体障害・持病
生活保護	母が拒否
住居	持家
食糧支援回数	11回

●家族構成



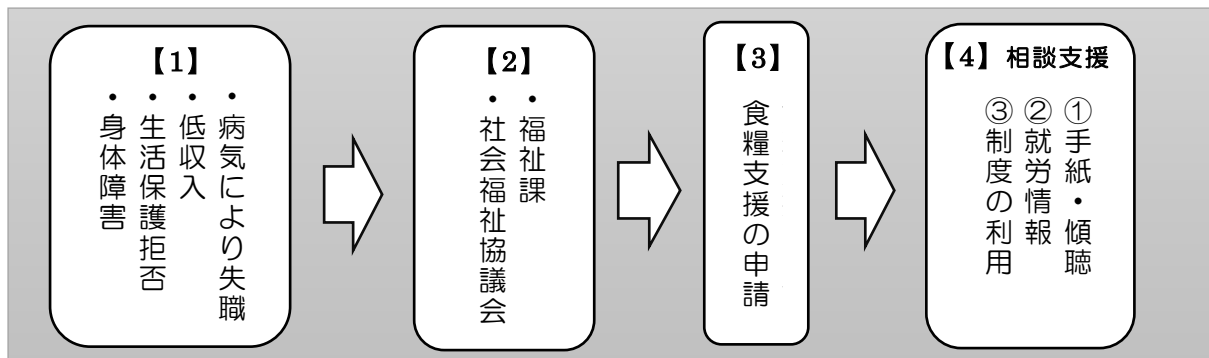
ライフヒストリー

- ・高校卒業後、地方公務員をしていたが、11年後に退職した。
- ・27才の時に結婚し子どもを一人もうけたが、4年後に離婚した。
- ・約20年間、タクシー乗務員をしていたが、脳梗塞により失職。失業給付や単発的な仕事で1年間生活してきた。
- ・脳梗塞により耳の後遺症があり、肢体不自由にて身体障害6級に認定された。
- ・実家で母親と二人暮らしである。求職活動したが40社以上不採用となり、障害者枠での就労も難しい状況である。
- ・現在、母の国民年金と新聞配達のアルバイトで生計を立てている。

食糧支援の効果

- ◆経済面：毎月の食費が5,000円浮いた。自宅の野菜とFBYの食糧が中心である。買い物に行く回数が月に3回減少した。お金がなくて一度も買い物に行けない時もある。
- ◆精神面：話を聴いてもらえるだけでも気が晴れる。支援が無ければ、この世にいないか、家出をしていた。
- ◆健康面：食事の回数が増えたので体力が向上した。

●支援経過



【1】 4 か所の医療機関に通院しているが、低収入のため、狭心症の症状が出ても、受診できなかった。生活保護申請については、顔見知りが役場にいることと、近所の手前があって、母親が生活保護の話をしたがらない。身体障害のため新たな仕事に就けないでいる。

【2】 福祉課、社会福祉協議会などに就労について相談している。求人があった場合に L さんに連絡あることになっているが、これまでのところ連絡はない。

【3】 食糧支援の回数・期間
11 回 平成 25 年 7 月～支援継続中

【4】 相談支援

- ①手紙・傾聴：居住地から遠くガソリン代がかかることと耳が聞き取りにくいいため手紙を利用して近況情報の確認や相談を実施。
- ②就労情報提供：派遣会社担当者との面談をしたが、その仕事の募集がなくなり、就労に至ってない。ポスティング求人情報郵送。フードバンクファーム参加するも、遠距離のため車のガソリン代がかかり、思うように参加できていない。
- ③制度の利用：リバースモーゲージの提案に対し、自宅の評価額が低いことと、2 年後の年金受給開始後も住み続けたいので利用しなかった。

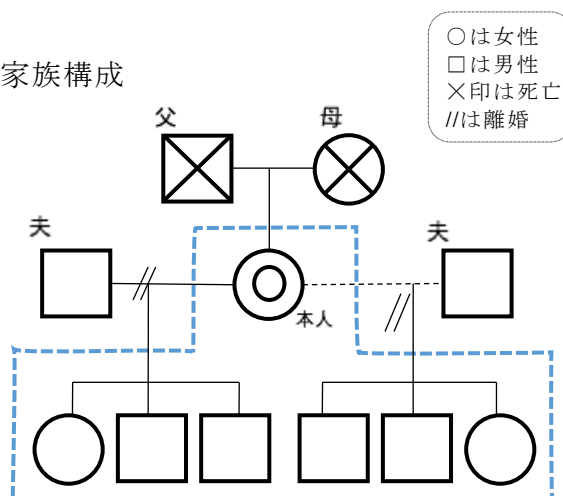
所感(今後の課題・担当者の声)

- ◆障害のため新たな就労先が見つからないことを気にしている。60 才から年金受給を希望しており、それまでの 2 年間をどう乗り切るのが課題。食糧支援の継続と傾聴が必要である。
- ◆ファームへの参加は意欲的で、L さんも気が晴れるという。ボランティア精神があるので、近所に多い一人暮らしのお年寄りのゴミ出しや雪かきなどをして、喜ばれている。

事例 13. 6 人の子供をかかえて、一人親、無職の事例

M さん	
年齢・性別	38 才 女性
同居家族	子供 6 人
配偶者	なし（離婚）
最終学歴	中学校卒業
障害・疾病	なし
生活保護	なし
住居	公営団地
食糧支援回数	45 回

● 家族構成



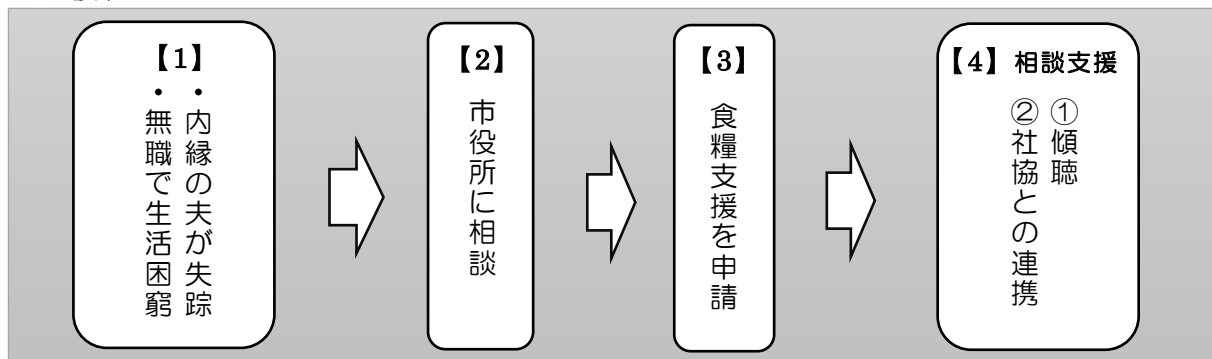
ライフヒストリー

- ・現在住んでいる町で生まれ育った。父は 50 代で病死、母も 50 代で突然亡くなった。17 才の時に結婚、子供 3 人を出産したが離婚。義理の弟が一人いるがあまり交流はない。
- ・内縁の夫との間に 3 人の子供を出産。内縁の夫は 2 年位前に行方不明になり連絡がなくなった。児童手当と扶養手当で何とか生活している。
- ・社協から借り入れた生活資金で車の免許を取得し、毎月 4,000 円返済している。
- ・長女は高校卒業後就職、県外で一人暮らしをしている。
- ・長男は定時制高校 3 年生でアルバイトをしている。
- ・次男は小・中学校時代は引きこもりであまり学校に行けなかった。高校中退し、ハローワークにて介護補助の仕事を見つけ、毎日働いている。
- ・M さんは仕事するために車の免許を取ったが、車もなく小さい子供がいるためなかなか仕事がみつからない。以前、行政のファミリーサポート事業を利用していたが、1 時間 600 円かかる為今は利用していない。
- ・8 年前に仕事を辞めてから仕事に就いていないので、なかなか就職に踏み出せないでいる。

食糧支援の効果

- ◆経済面：月 3,000 円食費が浮き、フリーペーパー等の求人誌を見る時間が増えた。
- ◆精神面：孤独感が解消でき気持ちが豊かになった。支援がなければ、自分で全部抱え込まずなくてはならず精神的にまいっていた。お菓子が入っているので、特に子供が喜んだ。
- ◆健康面：風邪をひきにくくなり、好き嫌いをあまりしなくなった。

●支援経過



【1】内縁の夫が失踪、前夫からの支援もない。車もなく幼い子供がいるため働けず生活困窮に陥る。

【2】福祉課に相談に行き、食糧支援を申請。

【3】食糧支援の回数・期間
45回 平成24年2月～支援継続中

【4】相談支援

① 傾聴：地元では自分の状況を話せる人が少ない。保育園の親や友達などには言えないことを聞いてもらえたことが嬉しかったようである。資格を取りたいが、中卒で取れるのかが心配。仕事ができたとしても幼い子供がいるため平日10時から4時まで、人と関わるより一人で黙々とできる仕事がしたい。

② 社協との連携：今後の方向性などを話し合う。自分からなかなか行動できない面もあるため、FBYのお米袋詰めなどのボランティアに来てもらうことにした。

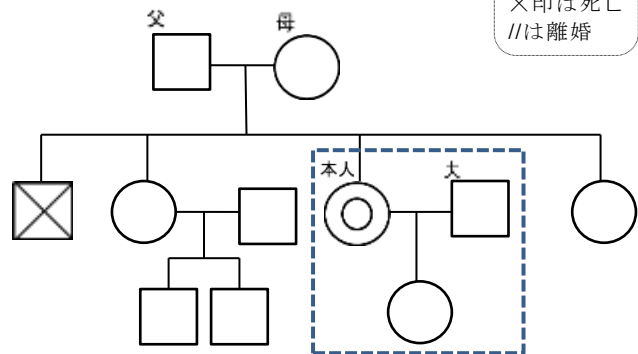
所感(今後の課題・担当者の声)

- ◆フードバンクが主催する子供のイベントのたびに参加のお誘いをするのだが、用事があると断られる。子供にいろいろ体験させてあげる事はとても大事なので、今後もお誘いする。子供が大きくなりお金もかかってきて働く必要性が出てくるので、他機関と連携しながら就労支援も進めていく。
- ◆大変な生活状況にも関わらず、暗くならずサバサバした話しぶりであった。今後も精神面の支援を行い、就労意欲の向上につなげていきたい。

事例 14. 継続的な支援が就労意欲の向上につながった事例

N さん	
年齢性別	26 才 女性
同居家族	夫、娘
配偶者	あり
最終学歴	中学校卒業
障害・疾病	なし
生活保護	なし
住居	アパート
食糧支援回数	40 回

● 家族構成



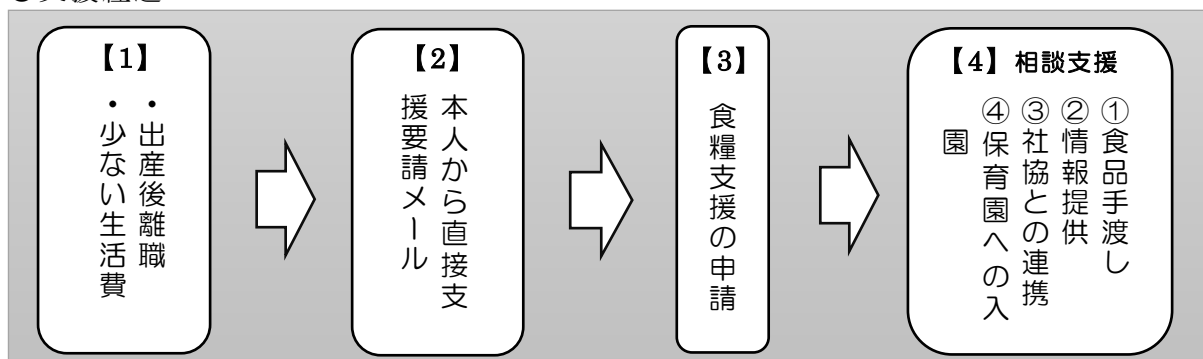
ライフヒストリー

- ・居酒屋などのアルバイト、アパレル店の店長をしていたが、出産を機に専業主婦になる。
- ・夫は養護施設で育ち、高校を卒業した。現在は派遣社員として働いている。
- ・夫には普通免許がないため、会社近くに居住しなければならず、割高な家賃を支払っている。
- ・夫に一定収入と車があるため、生活保護は受給できない。
- ・夫から生活費として月 2 万円渡されているが、日用品費・食費・税金支払いに充てるため、常に不足している。
- ・N さんの実家も生活が苦しく、援助が得られない状況。
- ・夫の両親とは、音信不通となっている。
- ・現在は、低収入のアルバイトを時々している。

食糧支援の効果

- ◆経済面：月 3,000 円食費が浮き、オムツが購入できた。
- ◆精神面：本人は孤独感が解消でき、娘はお菓子を喜んだ。支援前は子供に充分食べさせてあげることができずに、娘を施設に預けようか悩んでいた。支援がなければ、子どもを育てられなかった。
- ◆健康面：支援前は一日一食の日もあったが、食事の回数が増えた。また、普段使わない食材が来るので、いろいろな物を食べられるようになった。娘の体力が向上した。

●支援経過



【1】出産により離職したため、世帯収入が減少。夫から渡される生活費が毎月2万円と少なく、食べるものがない状況。預貯金なく、税金・公共料金の滞納あり。

【2】食べるものが無く頼る人もいない状況で、FBYのホームページを探して、メールで連絡があった。緊急に食品を渡し、連携する自治体につなげた。

【3】食糧支援の回数・期間
40回 平成24年5月～支援継続中

【4】相談支援

①食品手渡し：本人の言動だけで生活状況全体の把握が難しく、夫とも接触ができない状況が続いていた。毎月1回の食糧支援を直接手渡しして、面談の機会とした。駐車場での対応であったが、主訴とニーズの把握に努め、アドバイスをしていた。

②情報提供：就労、子育ての社会資源情報を知らせるが、踏み出せなかった。子どもの保育園の入園が必要なので、アドバイスを行う。

③社協との連携：電話や会議で話し合いの場をもった。

④保育園：以前は通園していたが、費用滞納などがあり退園した経緯がある。今後は、娘を保育園に預け、就労する方向である。

所感(今後の課題・担当者の声)

◆Nさんがハローワーク担当者、自治体担当者との就労にむけた面談を予定している。初めて就労に取り組む具体的意志がみられた。数カ月以内に就労証明が必要となるが、近隣の保育園を探している。今までの経過から、面談実現できるか不安が残る為、今後も支援を継続する。

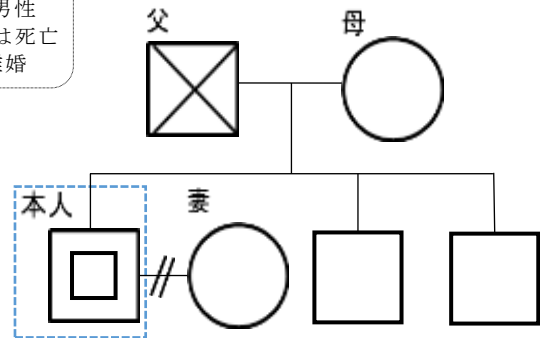
◆対人関係が苦手なせいか、以前はマスクをしての面談だったが、最近は外して会話も弾むようになった。子どもへの対応で心配はあるが、子供が保育園に入園し、またNさんが働くことで、家庭環境が良くなればと思う。

事例 15. 全てを投げ出し自殺未遂、生活再建している事例

O さん	
年齢・性別	43 才 男性
同居家族	なし
配偶者	なし（離婚）
最終学歴	高等学校卒業
障害・疾病	なし
生活保護	なし
住居	アパート
食糧支援回数	4 回

●家族構成

○は女性
□は男性
×印は死亡
//は離婚



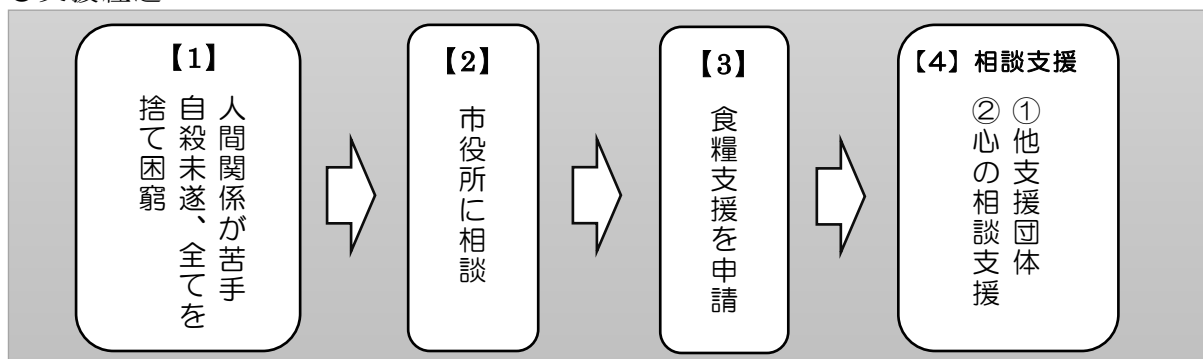
ライフヒストリー

- ・父は O さんが幼少時より酒乱で、父の暴力から母とふたりで逃げ回っていた。中学まであまり学校に行かないで、まき割りなど家の手伝いをする事が多く、皆そうだと思っていたが、農業高校に入り、普通の家はそうではないと知り驚いた。
- ・卒業後は製造業の会社に就職し仕事に励み、山菜を取りに山に入るのが好きだったので毎年山にも行っていた。
- ・30 歳で結婚。37 歳の時に離婚し仕事を辞めた。
- ・派遣でいろいろな製造の仕事をしていたが、字の読み書きが苦手なトラウマになっており人間関係も苦手であった。
- ・昨年 10 月に生きることが嫌になり、すべてを投げ捨てて自殺未遂したが、一命を取り留めた。
- ・何も手元にないため市役所に相談。
- ・他支援団体にも連絡し、一週間に一日のアルバイトをさせてもらった。
- ・ハローワークで就職活動し、住宅支援給付を受けることになった。
- ・製造業の派遣の仕事が決まり、週 5 日自転車通っている。

食糧支援の効果

- ◆経済面：1 週間位何も食べていなかった。食糧支援を受けなければ、餓死していたと思う。就職活動が出来るようになった。
- ◆精神面：フードバンクのような、食糧を無料でもらえるところがあると知らなかったなので、驚いたが本当に助かった。生きることになり前向きになり、孤独感が解消できた。生きていく希望と力をもらえたと思う。
- ◆健康面：とにかく何も食べていなかったで痩せていたが、食べられるようになって少しずつ体重も増えてきて、体力がついてきた。

●支援経過



【1】生きていく事全てが嫌になり、死ぬつもりだった。銀行の通帳など大事なものは全て捨てたり焼いたりしたので一銭もない状態であった。

【2】福祉課に行って相談。FBYの食糧支援を申請。
住宅支援給付を申請し、ハローワークで職探しもはじめる。

【3】食糧支援の回数・期間
4回 平成25年11月～支援継続中 *緊急支援として1回

【4】相談支援
①他支援団体：週1回の配送のアルバイトをさせてもらい、光熱費を払えた。
車が車検切れになるので困っていたが、廃車手続きの一切を代行してくれた。自転車を、持ってきてくれた。
②心の相談支援：子供時代の体験が性格にかなりの影響を与えていたが、その時の状態や気持ちを話すことで、気持ちが軽くなった。
何回かの電話や訪問で、過去よりこれからの事に気持ちが移り前向きになってきた。対人関係が苦手だったので、仕事が始まってからは職場の人間関係をアドバイスした。

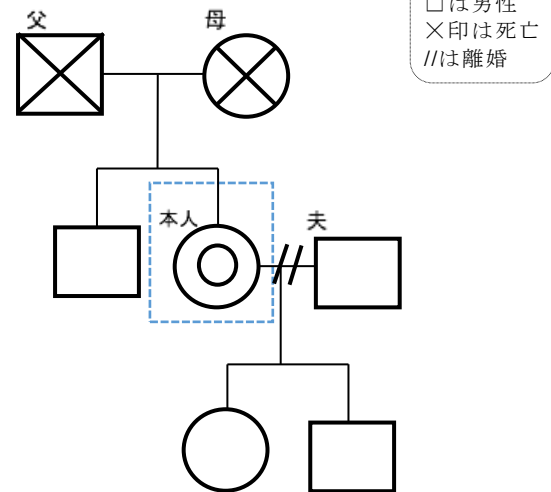
所感(今後の課題・担当者の声)

- ◆まじめで仕事はなんでも一生懸命するのだが、読み書きに自信がないため、人が自分をどう思っているか気にしてしまう。自分の苦手なところは図書館などを利用し勉強する。山に入って自然と触れ合うのが好きなOさんは、森林インストラクターなどの仕事を希望している。
- ◆初めて訪問した時は痩せて、見るからに元気がないという感じであった。時々涙ぐんで話し、性格は穏やかでちょっと神経質な印象だった。会社から毎日疲れて帰りご飯を作るのが辛いと言っていた。現実はいろいろ課題もあるが、土日はゆっくり休み、人生を前向きに生きていけるように精神的な支援を続けていく。

事例 16. 生活保護受給、職業訓練により資格取得した事例

R さん	
年齢・性別	55 才 女性
同居家族	なし
配偶者	なし（離婚）
最終学歴	高等学校中退
障害・疾病	なし
生活保護	受給中
住居	アパート
食糧支援回数	なし

●家族構成



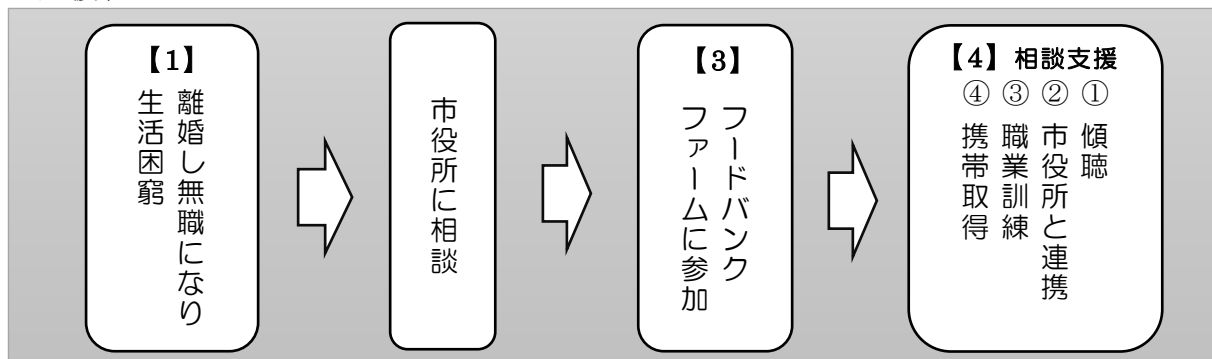
ライフヒストリー

- ・高校を中退しレストランの仕事をしていた。
結婚後夫は左官業で独立し、一時は人を使ったりしていた。R さんもすぐに就職し子供二人を出産し育てた。
- ・夫は仕事が減りお酒の量が増え、警察につかまって入院。その後離婚。二人の子供の親権は R さんにある。
- ・息子は軽度の障害があるためグループホームに入り、支援してもらいながら仕事についている。娘は福祉の学校を卒業しヘルパーの資格取得、卒業後は介護施設に 2 年勤めていたが現在は無職。
- ・離婚後無職になり、生活保護を申請し受給している。本人の希望により社協の成年後見制度を利用して、金銭管理をしてもらっている。
- ・市役所の担当からフードバンクファームを勧められ、毎週 2 回参加。農作業も休まず参加していた。
- ・介護ヘルパー 2 級を取得したいとの気持ちがはっきりしてきたので、ハローワークに行き生活給付金付の職業訓練を申請。面接にも合格し無事 3 カ月の勉強を終え、卒業できた。
- ・研修をしてから仕事を探すことになったので、社協に協力を求め、自宅近くの介護施設に週 1 回研修に通うことになった。

食糧支援の効果

生活保護を受給していたため食糧支援は実施していない。

●支援経過



【1】平成 23 年に離婚、現在のアパートに移り住む。心身ともに疲れ果て失業、無職になり生活に困窮するようになった。

【2】生活保護を申請し受給。保護費は金銭管理してもらい、毎週決まった金額を受け取って生活している。

【3】社協の担当者にファームを勧められ参加。
毎週 2 回、フードバンクファームに参加し、農作業に真面目に取り組んだ。

【4】相談支援（同行支援等）

①傾聴：ファーム農作業の合間にヒアリング。娘が介護の仕事をしていたことや、ヘルパーの仕事をしたと思っていたことなどを本人から聞く。職業訓練の申込みを行い、面接に苦手意識があったため、面接の練習も行った。

②市役所と連携：市の担当者とケース会議で、介護ヘルパー2級の資格を取る方向でまとまる。通学、給付金、テキスト代、健康診断のことなど話し合う。

③職業訓練：3カ月の職業訓練はバスで通学、無事試験に合格した。最後3日の実地研修は研修先の施設の交通の便が悪いため、FBYで送迎した。

④携帯取得：就職活動や実際に就労してからも携帯電話が必要なので、携帯電話を購入することとなった。プリペイドの携帯電話を購入。

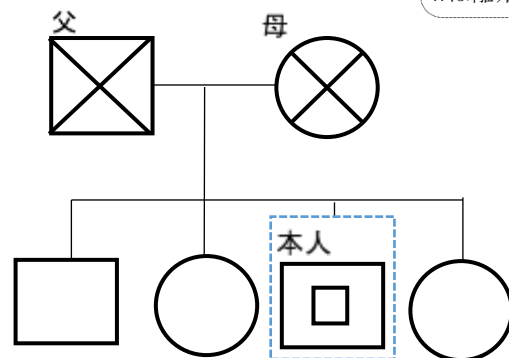
所感(今後の課題・担当者の声)

- ◆介護施設で研修を受け、ある程度介護の仕事を体験してから仕事を探す。就職できたら生活保護から自立し、金銭管理も自分で出来るように指導する。
- ◆なんでも一生懸命やるのだが、仕事が雑になる傾向があるため、丁寧な仕事ができるようになるには R さんの努力が必要である。仕事が決まって収入が安定するまで精神面を支えていく。

事例 17. 債務、高齢、低年金、一人暮らしの事例

S さん	
年齢・性別	65 才 男性
同居家族	なし
配偶者	なし
最終学歴	不明
障害・疾病	膝痛
生活保護	なし
住居	持家
食糧支援回数	15 回

●家族構成



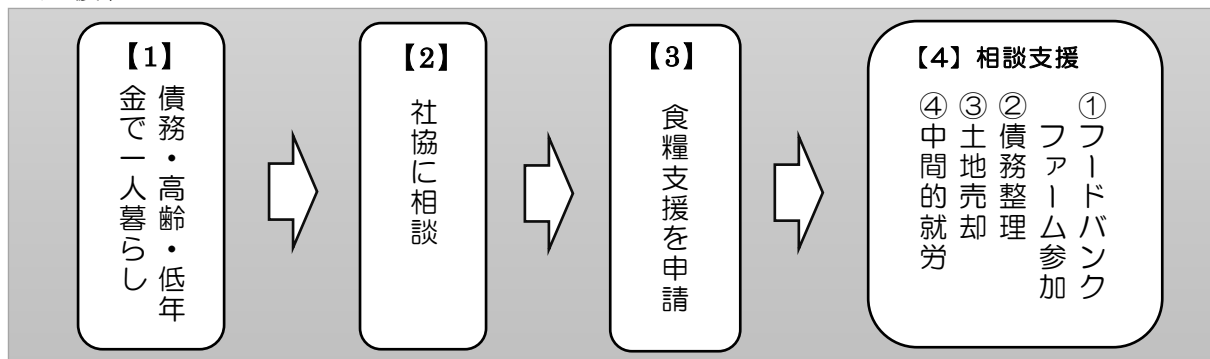
ライフヒストリー

- ・両親は果樹農家で、S さんもいろいろな仕事に就きながら手伝っていた。
- ・両親が亡くなってから専業の果樹農家となり、農協に出荷していた時もあったが果樹だけでは生活が成り立たなくなり、負債も増えていった。
- ・長年の肉体労働をしていて膝を痛め、思うように仕事も見つからなくなり生活に困窮するようになった。
- ・貧困に陥ってから友人関係が希薄になり、地域の組も抜けた。近くに兄がいるが年金暮らしで、支援は求められない。
- ・借金があったが、ほぼ完済することができた。持家で畑もあるため生活保護は受けられない。光熱水費の支払いが滞り、ライフラインの供給が止まっていた。また、携帯電話料金の滞納もあった。
- ・年金は月約 4 万円であったが、新たに年金を担保に借金をしたため、年金の支給額が月 2 万円に減額となった。

食糧支援の効果

- ◆経済面： 公的支援も様々な理由で受けることができず、お金がなかったため食品を買うこともできなかった。
- ◆精神面： 食べることで、前向きになり、仕事にも前向きに取り組むことができた。食べ物が無い時は、これで終わりかと思うこともあった。死を意識するほど生活に困窮していた。
- ◆健康面： 食べることで体力的が向上し、仕事にもしっかりと取り組む事が出来た。

●支援経過



【1】 多額の債務があるが、高齢で膝も悪いため思うように働けず、低年金でライフラインの支払いも滞り生活に困窮。

【2】 社会福祉協議会に相談に行き、食糧支援を申請。

【3】 食糧支援の回数・期間

15回 平成25年5月～支援継続中 *緊急支援として1回

【4】 相談支援（同行支援等）

①ファーム参加：社協担当者からの紹介でフードバンクファーム（就労準備支援事業）に毎週2回参加することになった。

②債務整理：法テラスを通して弁護士に債務整理を依頼した。債務整理に関しては社会福祉協議会の相談員が担当し、同行支援等を複数回行った。

③土地売却：本人の意思として、高齢で耕作できなくなった土地の売却をしたいという事で、不動産業者を紹介。

④中間的就労：毎週2～3回外部の農業生産法人で職業訓練（中間的就労）を実施。雇用契約を結び、時給は最低賃金以上とした。

所感（今後の展開・担当者の声）

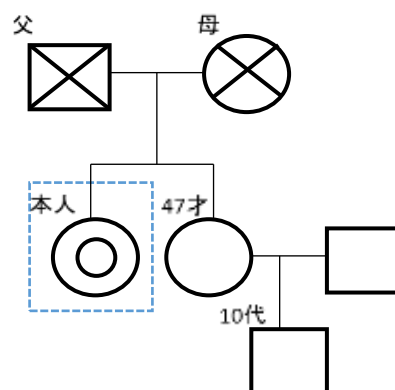
- ◆継続的な食糧支援と債務整理等を行い、また中間的就労実施による収入により、電気料金を支払うことができた。生活は以前より安定したが、膝の状態も悪く一般就労は年齢的にも難しい。生活保護に関しては持家や畑などの財産がネックとなり、受給要件を満たしていない。
- ◆最初は自分の生活や債務に関して話すことに抵抗があったようで、多くを話してはくれなかった。ファームでの農作業を通して信頼関係を構築する中で、徐々にこれまでの経緯や債務などに関しても話してくれるようになった。高齢で健康状態も悪いが、家や土地があるため生活保護の受給は難しい。制度の狭間の典型的事例といえる。

事例 18. 軽度の障害、長期失業により困窮した事例

T さん	
年齢・性別	57 才 男性
同居家族	なし
配偶者	なし
最終学歴	高等学校中退
障害・疾病	軽度の聴覚障害
生活保護	なし
住居	アパート
食糧支援回数	21 回

●家族構成

○は女性
□は男性
×印は死亡
//は離婚



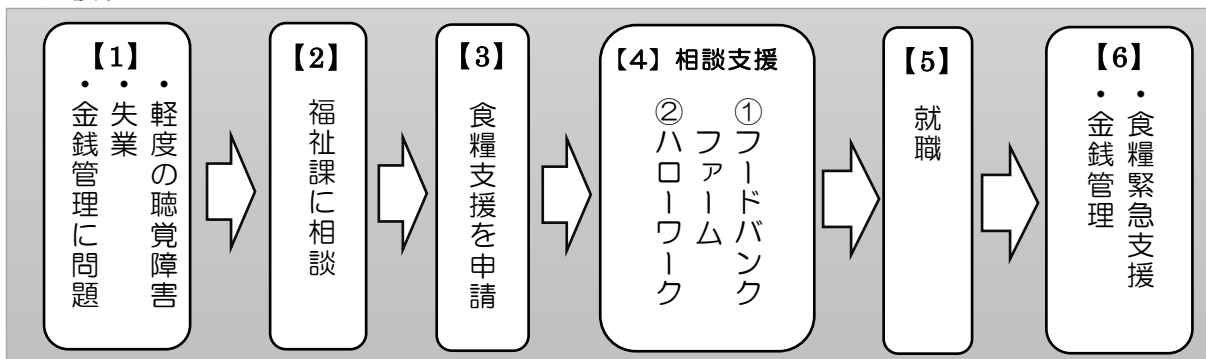
ライフヒストリー

- ・県外出身のTさんは、小さいころから軽度の聴覚障害があり、それが原因で学校は好きではなかった。
- ・高校を中退し就職。当時は仕事がたくさんあり、しばらくは職を転々とする。
- ・その後 14 年間勤めた製造業の会社が移転することになり退職。
- ・次の職は住み込みの宿泊業で 17 年間勤めるものの、若い職員が入社したり体力的に厳しくなったため自己都合で退職。
- ・失業時に所持金が少なく福祉課に相談。福祉課からフードバンク山梨に、失業手当が支給されるまでの約 3 ヶ月間の食糧支援の申請を行った。
- ・現在は県内のアパートで一人暮らしをしている。

食糧支援の効果

- ◆経済面：失業手当が支給されるまでの公的支援としては、貸付制度等があるが、貸付の場合お金を返済する必要があるが、今回は食糧支援だったので返済する必要がなかった。就職後、最初の給料が支払われるまで間の食糧支援を行う事で貧困の重度化を防ぐことができた。就職後も食糧支援を継続し、浮いた食費で健康保険や水道の滞納料を支払い終えることができた。
- ◆健康面：失業手当が支給されるまでの約 3 か月間の生活基盤を維持することができた。

●支援経過



- 【1】失業後、仕事を探したが軽度の聴覚障害があり、就労先が簡単には見つからなかった。自己都合による退職のため失業手当が支給されるまでに約3か月間期間があり、その間に生活に困窮。また、お金の使い方にも問題があり、困窮するに至った要因の一つとなっていた。
- 【2】福祉課に相談に行き、FBYに食糧支援を申請
- 【3】食糧支援の回数・期間
21回 平成25年2月～4月（失業手当の支給開始により食糧支援を終了）
平成25年4月～11月（滞納料完済した段階で食糧支援を終了）
※緊急支援として1回
- 【4】相談支援（同行支援等）
①フードバンクファーム：FBYが実施するフードバンクファーム（就労準備支援事業）に約3か月間参加。
②ハローワーク：ファームへの参加を通して基礎体力や、就労意欲が向上した段階で就労支援に移行。ハローワークへの同行支援を行う。
- 【5】運送会社の下請けに障害者枠で就職が決まる。就職した後も給料日までの間所持金が少なかったため、食糧支援を再開。健康保険料の滞納があったため、引き続き食糧支援を継続し、浮いた食費を健康保険料の滞納料の返済に充てることができた。滞納料を完済したところで食糧支援を終了。
- 【6】数か月後本人から連絡があり、お給料をパチンコで使い果たしてしまい生活が苦しいとの連絡が来る。次回の給料日まで生活基盤の維持を目的として食糧の緊急支援を行う。また今後このような事がないように、金銭管理を行う事をTさんに同意してもらい、障害者相談支援センターにて金銭管理を実施。

所感（今後の課題・担当者の声）

- ◆就職、健康保険料の完済、金銭管理により生活が安定した。今後は経過を見守る。
- ◆失業手当支給までの間と就職後給料が支払われるまでの間、浪費による困窮等、様々なケースで、一時的な困窮に対処することができた。金銭管理の実施においては当初難色を示したが、最終的には同意していただいた。金銭管理の実施は人によっては説得が難しい場合もあるが、フードバンクファームで構築した相談員とTさんの良好な信頼関係が実施に同意していただく際に役に立った。

5) まとめ

食糧支援の効果に関する考察

ここでは、これまでの調査で明らかになった食糧支援の効果に関して経済面、精神面、健康面での効果に加え、食糧支援の優位性に関して考察する。それぞれの効果は第Ⅲ章において調査研究で用いたアンケート(3.3 アンケート調査票の構成)や、相談支援事業における当事者からの回答を基に抽出した。

1. 経済面での効果

食糧支援を受けることにより食費を抑えることができ、浮いたお金で健康保険料の滞納料や光熱水費を支払えるようになったとする意見がみられた。また、母子家庭においては子どもに服やおもちゃを買ってあげられたとする意見や、赤ちゃんのおむつ等、生活必需品を購入することができたとする意見も聞かれた。高齢者世帯においては、浮いた食費で介護ヘルパーを頼む回数を増やすことができた等、様々な年齢層において生活環境の改善につながっていることがわかった。※数値的な効果に関しては第Ⅲ章の「福祉的メリット」及び新たな包括的・継続的自立支援モデルのあり方に関する調査研究報告を参照。

2. 精神面での効果

精神面の効果としては、食品が届けられることで安心したという意見と、家庭環境が改善したという意見が主であった。食糧支援を受けることにより、社会とのつながりを感じられるようになった、食べ物を得られたことで精神的に楽になった、時間的余裕が増え、子どもと過ごす時間が取れるようになり笑顔が多くなった、また食糧支援に含まれるお菓子などは困窮世帯では子供に買ってあげられる余裕がないため、特に子どもが喜んだという意見が多かった。さらに定期的に食品が届けられるので安心して就職活動ができるようになったとする意見もあり、実際に就職につながったケースも見られた。

3. 健康面での効果

健康面では食糧支援を受ける前は一日一食の日もあったが、食事の回数が増えたという意見や食べていない時は体調が悪くなりやすかったが、食事をしっかり摂ることで、風邪をひきにくくなった。子どもに3食たべさせることができるようになった等、体調が改善したという意見が多かった。

4. 食糧支援の優位性

① 食糧支援の迅速性

何日間も食べておらず、今日明日の食べ物もないという緊急的なケースでも、必要書類などに証明書などを付ける必要や印鑑証明、住民票の提出、時間のかかる審査もない。そのため緊急性の高い困窮者にその日の内に食糧支援を実施することができる。

② 食糧支援の柔軟性

フードバンク山梨には食品企業からの寄贈の他に、食品を取り扱っていない企業からも防災品という形で食品の寄贈がある。

食糧支援申請者の中には電気・ガス・水道料金等の滞納により、ライフラインが止まっているケースも珍しくない。防災品は元々災害時を想定して作られているので、ライフラインの止まっている生活困窮者やホームレス等に対しても柔軟に対応できる。

また、公的支援は法律や制度に基づき運用されているため、生活に困窮していても、いくつかの条件を満たさないと申請できない場合や、申請しても受理されない場合がある。しかしながら食糧支援は条件などに制限されることもないため、既存の社会保障制度やセーフティネットからこぼれ落ちた貧困層への支援も行う事ができる。

※例外的なケース

①生活保護受給者においては、保護費が支給されているので食糧支援は行わない。

②申請元機関・団体を通さずに直接フードバンク山梨に申請してきたケースでは、市町村福祉課、または社会福祉協議会へ相談に行き食糧支援を申請するように促している。これは **FBY** の食糧支援だけでなく、公的な支援制度へもつながり易くするためである。また、この場合でも市町村福祉課や社会福祉協議会から申請があれば食糧支援を実施している。

5. 意外な意見

当事者へのアンケートやヒアリングへの回答として多く聞かれた、2つの意外な意見に関して考察する。

①「食糧支援を受けることで安心した」

「安心した」という事は何かしらの不安や心配事を感じており、その不安や心配事が解消されたから安心したのである。ここでは当面の食べ物が確保できたという意味で、安心したと考えるのが普通であろう。しかし生活困窮者の抱える不安とは、食べ物が無いというだけの不安ではなく、このままでは死んでしまうかもしれないという、死に対する危機感ではないだろうか。彼らは身近に感じる死への不安が解消されたから安心したのである。今日明日の食べ物がなく、明日の命の心配をしなくてはならない困窮者に、いつ決まるかわからない就職の話をして、働く気にはなれないのである。そのような場合、就労支援以前に食糧支援による生活基盤の維持が最優先されるべきである。

②「食べることで、風邪を引きにくくなった」

食事を十分に摂ることができなかった時よりも、食糧支援を受けてきちんと食べられるようになってから、風邪を引きにくくなったという意見が多かった。こういった意見も日常的に食べ物に困窮して初めて経験する効果であり、そのような経験をしたことのない一般の人々には理解しにくい効果である。特に子どもが食事を満足に食べられない状況に置かれており、健康や成長への影響も懸念される。

6. 結論

食のセーフティネット事業における食糧支援は、食品を届けるという物質的な支援である。しかしその効果は単に空腹を満たすという一次的な効果に留まらず、経済面、精神面、健康面にまで波及することが今回の調査で明らかとなった。ライフラインの安定や復旧、生活必需品の購入、就労活動を行う精神的・時間的猶予、また孤立感の解消や家庭環境、健康状態の改善等、幅広い範囲に効果が普及した。

食糧支援は様々な年齢層の、異なる貧困の形に対しても有効に機能する。それは、貧困に陥る年齢層や要因は異なっている、最終的に全ての貧困は食べ物がないという状況に行きつくからであり、食糧支援は食べ物がないという共通の貧困に対して効果的な対策であるといえる。

6) 研修視察編

事業開始時に「スーパーバイザーによる相談援助職 研修」を実施して相談員の意思統一を図り、以降の相談事業実践で応用した。実践後の9、10月に「平成25年度山梨県相談支援従事者初任者研修」を5日間受講し、それまでの振り返りとスタンダードな援助技術を習得することで、日常の相談支援業務の検証を行った。続く12月の視察では、先進的な地域の包括的支援の取り組みを習得した。

1. スーパーバイザーによる相談援助職研修

目的

相談援助職としての心構え・相談面接技法を学び、再確認する目的で実施。

内容

相談面接の目的 (バイスティックの原則)

- ① 援助関係の形成 (本人の気づきを促す)
- ② 情報収集 (沈黙の活用)
- ③ 問題解決 (本人の問題は、本人自身が主体的に行動する)

相談面接における基本的態度・姿勢 (非審判的態度)

「私にとって、あなたは価値ある存在である」ことを伝える。相手のメッセージを聴くために、座る位置関係も大切。

- ① ワーカーがクライアントを人間として尊重する
- ② クライアントとその問題に関心に向ける

受容的態度と積極的傾聴

- クライアントに影響を与えるためには、クライアントがワーカーにゆるぎない信頼感や好感をもっていることが不可欠
クライアントはワーカーと異なる環境に置かれているため、「自分のことなどわかるはずがない」という気持ちを抱きやすい。また、人を信頼することに慎重である。
- ワーカーは、クライアントが自分で問題を解決できるように援助
お互いに他者であることを自覚する必要がある。クライアントが自身の抱く感情に気づいたとき、はじめて自分が抱えている問題を直視できるようになる。

本人の自覚を促す

(クライアントに気づいてもらう。また、そうならざるを得ない状況をつくり出す)

- 矛盾を指摘する
- 解釈する

- 感情表現を言い換える
(非言語コミュニケーションを読み取る)

日 時 平成 25 年 8 月 9 日 (金) 13 : 30 ~ 15 : 30
場 所 有野事務所
講 師 川村岳人 (健康科学大学 健康科学部 福祉心理学科 講師)
参加者 5 名

2. 平成 25 年度山梨県相談支援従事者初任者研修

目的：山梨県主催の研修を受講することで相談支援員の資質向上を図る。

期間：平成 25 年 9 月 10 日 (火) から平成 25 年 10 月 4 日 (金) までの間の 5 日間

時間：9 時 ~ 17 時

主催：社会福祉法人山梨県障害者福祉協会

研修受講者：3 名

<研修カリキュラム>

1 日目 9 月 10 日 (火)

- ・開校式・オリエンテーション
- ・障害者総合支援法の概要
- ・難病・発達障害について・・・峡東保健福祉事務所
- ・障害者総合支援法におけるケアマネジメントの制度化と市町村における相談支援事業の役割・・・中北圏域マネージャー
- ・障害者総合支援法等における計画作成とサービス提供のプロセス・・・峡東圏域・富士東部圏域マネージャー
- ・相談支援の基本的姿勢・・・山梨学院大学/竹端 寛

2 日目 9 月 13 日 (金)

- ・相談支援における権利擁護と障害者虐待防止・・・帝京科学大学/牧田 大輝
- ・成年後見制度について・・・山梨県社会福祉士会・ぱあとなあ山梨
- ・地域生活定着センターについて・・・山梨県地域生活定着支援センター/センター長
- ・障害児の地域生活支援について・・・つつじが崎学園
- ・障害者の地域生活支援について・・・峡東圏域マネージャー
- ・障害者ケアマネジメント (概論)・・・藤沢市地域生活支援センターおあしす/所長

3 日目 9 月 25 日 (水)

- ・ケアマネジメントの実践 (事例・基幹型相談支援センター構想等)・・・甲斐市障がい者基幹相談支援センター、半田市障がい者相談支援センター/センター長
- ・演習ガイダンス・・・圏域マネージャー

4 日目 9 月 27 日 (金)

- ・演習Ⅰ、演習Ⅱ・・・グループに分かれてワークショップ

5 日目 10 月 4 日 (金)

- ・演習のまとめⅠ、演習のまとめⅡ・・・グループに分かれてワークショップ
- ・地域自立支援協議会の役割と活用・・・山梨県地域生活定着支援センター/センター長
- ・閉会式

3. これからのくらし仕事支援室視察（岩手県盛岡市）

目的と意義

震災被災地域でのパーソナルサポート事業のあり方や、社会資源のネットワークを包括的かつ有効に活用する取り組みを学ぶ。合わせて、近隣にある「もりおか復興支援センター」を訪問し、被災後 3 年目となる現状を知る。特に、山梨県全体が孤立状況に陥る危機的状況からの回復過程において、地域が一体となって生活困窮者支援に取り組まなければならない時、フードバンク山梨が担うべき役割を明確にするヒントを学ぶ機会とする。

学びの視点

- ・ 個別カウンセリングやグループカウンセリングで気を付けていること
- ・ 専門職としての 8 人のパーソナル・サポーターの異なる視点について
- ・ 多重債務問題、ひとり親家庭に関しての取り組み
- ・ 連携団体や弁護士や司法書士へ橋渡しについて
- ・ フードファームの状況について

◇事務所内



意見交換



3 部屋ある相談室



内部の様子

◇フードファーム（被災地支援のための活動）



入 口



全 景



葉物野菜近景

行程概要

日時：平成 25 年 12 月 1 日（月）～12 月 2 日（月）

参加者：4 名

対応者：これからの暮らし仕事支援室（室長、パーソナルサポーター）

スケジュール

（行程）

◆往路 2013 年 12 月 1 日（日）

- ・中央本線 かいじ号 186 号／甲府発（8：43）－新宿着（10：20）
- ・東北新幹線 やまびこ 59 号／東京発（11：40）－盛岡着（14：52）
15：30～17：30 意見交換会（もりおか復興支援センター）
17：40～18：30 相談支援に関する意見交換（室長、相談員）

12 月 2 日 これからの暮らし仕事支援室視察

10 時 菜園センタービル 5F まで直接訪問（宿泊先から徒歩で 15 分）

午前 概要説明と意見交換

昼食

午後 フードファーム現地視察（車で片道 20 分）

14 時 終了

◆復路 2013 年 12 月 2 日（月）

- ・東北新幹線 やまびこ 62 号／盛岡発（15：15）－東京着（18：28）
- ・中央本線 かいじ号 119 号／新宿発（19：30）－甲府着（21：13）

*これからの暮らし仕事支援室（これくら）概要

- ・広く岩手県民を対象とする。暮らし、仕事、こころ、お金など生活に関する相談及び情報提供。8 人のパーソナル・サポーターが傾聴とお客様主体の支援を行う。
- ・就職して自立生活を希望する方を対象に、個別的、継続的、制度横断的、寄り添い型、伴走型の支援サービス（パーソナルサポートサービス手法による）を実施。
- ・その他、ボランティアの養成や関係機関との連携など。

所在地 〒020-0024 岩手県盛岡市菜園 1 丁目 12-18 盛岡菜園センタービル 5F

*視察に先立ち、もりおか復興支援センターと隣県のフードバンクの取り組みを関係者と意見交換した。

対応者：盛岡市議会議員 1 名

一般社団法人 SAVE IWATE 事務局長

もりおか復興支援センター 生活支援相談員 2 名

特定非営利活動法人フードバンク山形 2 名

場所：もりおか復興支援センター2F 〒020-0023 岩手県盛岡市内丸 3-46

4. K2 インターナショナルジャパン視察（神奈川県横浜市）

目的

訪問先は、1989 年より生きづらさを抱える若者への自立支援活動を行っている。根岸周辺に複数の事業所を展開し、若者の活躍する場を提供している。事業内容を知り、スタッフの生の声から生活困窮者の出番作りを学ぶ。支援者が利用者と共に生き、共に成長する想いを持って関わる姿を知る。

結果と考察

山梨県内においても、雇用環境が厳しい現実があり、生活困窮者の出番作りをどのように構築し、継続的に運用できるかが視察の重要な点である。それぞれの訪問先では、元当事者がスタッフとして雇用され、店長を任されているケースもある。試行錯誤を繰り返しながら、事業から利益が発生する工夫が感じられた。直接、話を伺うと、前向きに生きる意欲や責任感が伝わってきた。視察後、当事者が主体である雇用の創出を考えるきっかけとなっている。フードバンク山梨では、就労準備支援の場としてフードバンクファームを試験運用しているが、参加者が主体的に創意工夫できる雰囲気作りに、視察で学んだ視点を生かしていけると確信している。そのためには、就労・生活相談事業と就労準備支援事業を一体的に行うシステム作りが必要と考えられる。



本部ビル



同屋上の養蜂場



自家製蜂蜜の販売



概要説明



にこまるカフェ相談室



にこまる食堂本店



にこまるソーシャルファーム



お好み焼きコロンプス



横浜南部ユースプラザ内部

行程概要

日時：12月11日（水）10：00～14：30

担当：岩本氏（K2 インターナショナルグループ 湘南若者サポートステーション
統括コーディネーター、NPO ヒューマンフェローシップ 代表理事）
金氏（よこはま南部ユースプラザ）

参加者：7人

スケジュール

（行程）自動車使用

6：00 南アルプス市小笠原事務所発—国道20号—中央自動車道（高井戸）
—環状8号線—第三京浜国道—

集合場所：「250 ハニーカフェブンブン」

午前：K2 グループの事業の説明、質疑応答（岩本氏）

「にこまるソーシャルファーム」見学

昼食：お好み焼きコロンプス根岸店（就労支援事業実践の場）

午後：周辺の事業所視察（金氏）

訪問先事業所

（株）K2 インターナショナルジャパンビル（神奈川県横浜市磯子区東町9-9）

事務局、にこまる食堂、ぽによぽによ、養蜂場、にこまるハニーカフェブンブン、にこまるソーシャルファーム、お好み焼きコロンプス根岸店、よこはま南部ユースプラザ、にこまるカフェ、ヒューマンフェローシップ

第Ⅱ章 調査研究編（1）

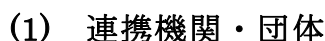
平成 25 年度社会福祉推進事業

食のセーフティネット事業利用者に関する 実態調査

目 次

1. 食のセーフティネット事業（食糧支援）とは	52
(1)連携機関・団体	52
(2)連携機関・団体分布図	53
(3)届けられる食品の内容	53
(4)緊急食糧支援とは	54
(4)-1 緊急食糧支援提供推移	54
2. 食のセーフティネット事業利用者に関する実態調査	55
(1)調査目的	55
(2)調査概要	55
(3)調査結果	56
①食糧支援申請者の性別・年齢	56
①-1 母子家庭年齢割合	57
②食糧支援申請者および同居者家族を含む年齢割合	57
③食糧支援申請者自身の身体・精神疾患の有無	58
④食糧支援申請者を除く同居者の身体・精神疾患有無	58
⑤申請元機関・団体割合	59
⑤-1 市町村福祉課からの申請内訳	60
⑤-2 その他民間団体等からの申請内訳	61
⑤-3 社会福祉協議会からの申請内訳	62
⑤-4 県機関からの申請内訳	63
⑥食糧支援を申請するに至った理由	64
⑦食糧支援回数	65
⑦-1 延長を希望する理由	65
⑧食糧支援の終了理由	66
⑨食糧支援申請者からの声	68
⑨-1 お礼のはがき	68
⑨-2 生活状況のはがき	69
3. 考察	71

市町村福祉課・県機関・社会福祉協議会・その他民間団体等と連携し、食の支援を必要としている生活困窮者の情報提供を受け、月に 2 回宅配便で食糧を配送する事業である。配送期間は自立を妨げないように基本的に 3 ヶ月以内としており、主として第 2 木曜日・金曜日、第 4 木曜日・金曜日に地区ごとに発送している。（生活困窮者から直接当法人に依頼を申し込むことはできない）



市町福祉課・県機関・団体との連携

45機関・団体と連携確約書締結

行政(21)

甲府市
 南アルプス市
 斐川町
 北杜市
 甲斐市
 中央市
 昭和市
 甲府市
 市川三郷町
 富士川町
 南都町
 身延町
 早川町
 富士吉田市
 西桂町
 都留市
 山梨県中北保健福祉事務所
 山梨県峡南保健福祉事務所
 山梨県峡東保健福祉事務所
 山梨県女性相談所
 山梨県地域生活定着支援センター

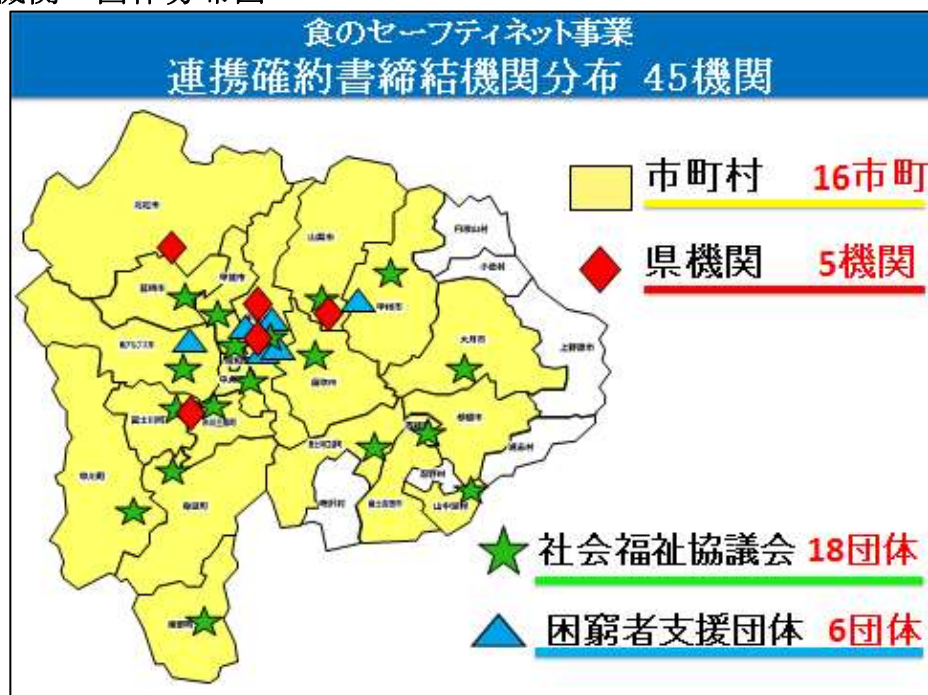
社会福祉協議会(18)

甲府市社会福祉協議会
 富士吉田市社会福祉協議会
 山梨県社会福祉協議会
 大月市社会福祉協議会
 斐川町社会福祉協議会
 南アルプス市社会福祉協議会
 甲斐市社会福祉協議会
 昭和市社会福祉協議会
 中央市社会福祉協議会
 昭和市社会福祉協議会
 市川三郷町社会福祉協議会
 富士川町社会福祉協議会
 早川町社会福祉協議会
 身延町社会福祉協議会
 南都町社会福祉協議会
 西桂町社会福祉協議会
 山中湖村社会福祉協議会
 富士河口湖町社会福祉協議会

支援団体(6)

NPO法人 やまなしライフポート
 NPO法人
 生き生き支援 人・農再生
 社会福祉法人 山梨リハビリハウス
 青い鳥支援センター
 特定医療法人 南山会
 地域活動支援センターきがる館
 一般社団法人
 多文化リソースセンターやまなし
 株式会社アソナーノックス

(2) 連携機関・団体分布図



(3) 届けられる食品の内容

食品の箱詰め作業を行なう際には1～2人世帯で1箱あたり8kg、3人以上は約13kgを目安にしている。申請元から送られる食糧支援申請者の家族構成や年齢、アレルギーの有無等の情報を元に作業を行なうことで個々のニーズに細かく応えることが可能となっている。例としては、子どもがいればお米やお菓子を多めに入れたり、高齢者世帯であれば柔らかい食品を多めにするなどがある。また手書きの手紙と通信を返信はがきと共に添えており、食糧支援申請者とコミュニケーションをとることができる。そこから相談支援につながるケースもあり、食糧支援と共に精神的な支援が可能となっている。※(3)-⑨参照



(4) 緊急食糧支援とは

緊急食糧支援とは生活困窮者が緊急的に食糧を必要としている場合や、それに備えて予備の食糧を窓口に置いておきたいと連携機関・団体から依頼がある場合は、食糧の配送日ではなくとも直接手渡しすることである。

緊急食糧支援の取り扱いは平成 22 年 11 月 1 日から 25 年 12 月末までに延べ 1189 回 17,529 k g（約 18 トン）を提供している。

(4)-1 緊急食糧支援提供推移

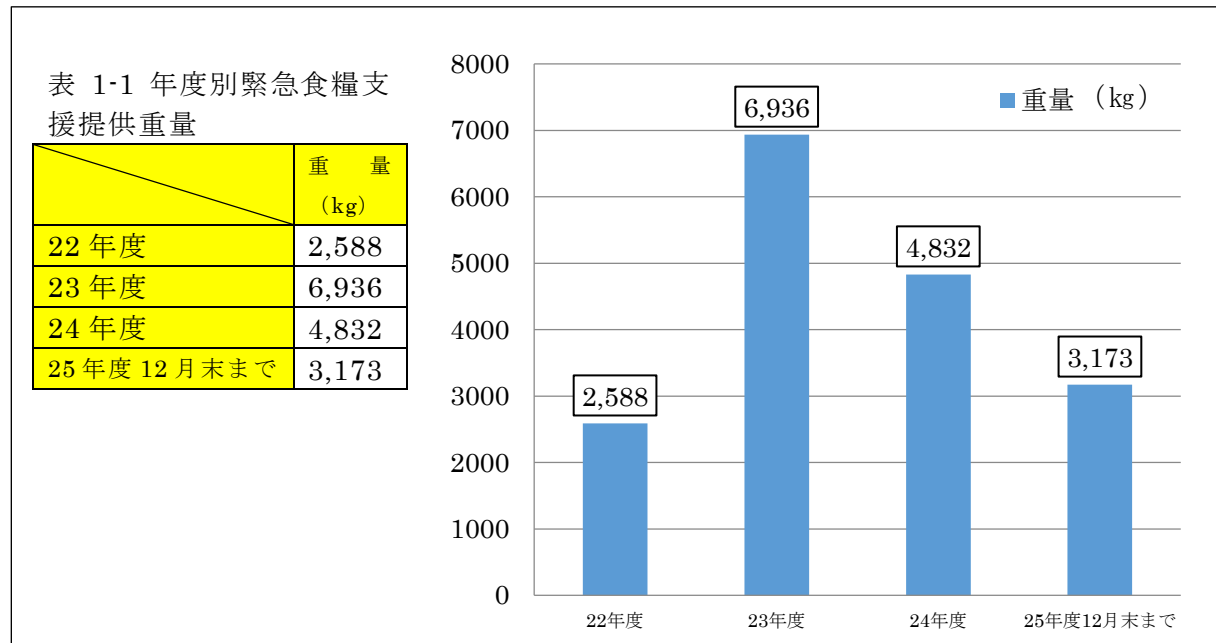


図 1-1 緊急食糧支援提供重量 (N = 17,529)

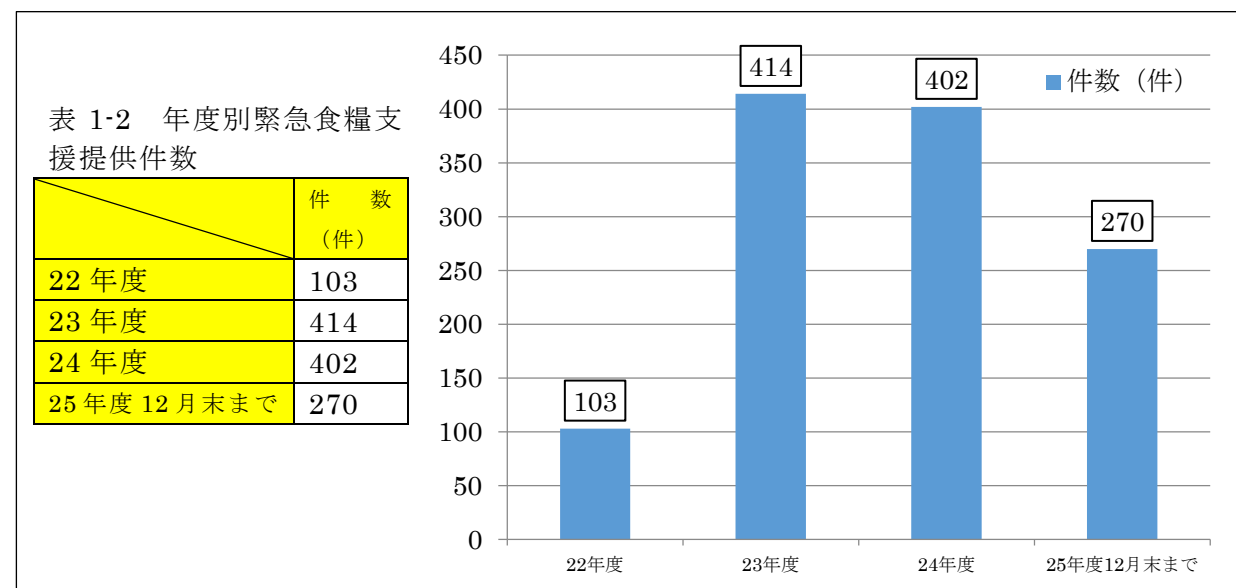


図 1-2 緊急食糧支援提供件数 (N = 1,189)

2. 食のセーフティネット事業利用者に関する実態調査

(1) 調査目的

フードバンク山梨がこれまでの活動を通して把握している困窮世帯の情報を元に困窮に至った経緯や連携団体の構成などを整理することを目的とする。

(2) 調査概要

これまでにフードバンク山梨からの食糧支援を利用したことのある世帯または現在利用している世帯から見える社会保障制度の狭間や申請者の属性等を調査した。

対象世帯：フードバンク山梨の食のセーフティネット事業（食糧支援）を利用したことのある世帯または現在利用している 787 世帯（1,526 名）

調査対象期間：2010 年 11 月 1 日～2013 年 12 月 31 日まで

調査方法：フードバンク山梨が保持する食糧支援申請者個別ファイルと返信はがきから以下の項目において分析

調査項目

- ①食糧支援申請者の性別・年齢
 - ①-1 母子家庭年齢割合
- ②食糧支援申請者および同居者家族を含む利用者全体の年齢割合
- ③食糧支援申請者自身の身体・精神疾患の有無
- ④食糧支援申請者を除く同居者の身体・精神疾患有無
- ⑤申請元機関・団体割合
 - ⑤-1 市町村福祉課からの申請内訳
 - ⑤-2 その他民間団体等からの申請内訳
 - ⑤-3 社会福祉協議会からの申請内訳
 - ⑤-4 県機関からの申請内訳
- ⑥食糧支援を申請するに至った理由
- ⑦食糧支援回数
 - ⑦-1 延長を希望する理由
- ⑧食糧支援の終了理由
- ⑨食糧支援申請者からの声
 - ⑨-1 お礼のはがき
 - ⑨-2 生活状況のはがき

(3) 調査結果

①食糧支援申請者の性別・年齢

申請者は30歳代～50歳代が504名（全体の64%）を占めた。65歳以上の高齢者は144名。（全体の18%）また少数ながらも16～19歳の若年者がいることがわかる。他の年代とは違い20～30歳代において女性からの申請が男性より多いのは母子家庭からの申請が多いためである。※①-1 参照

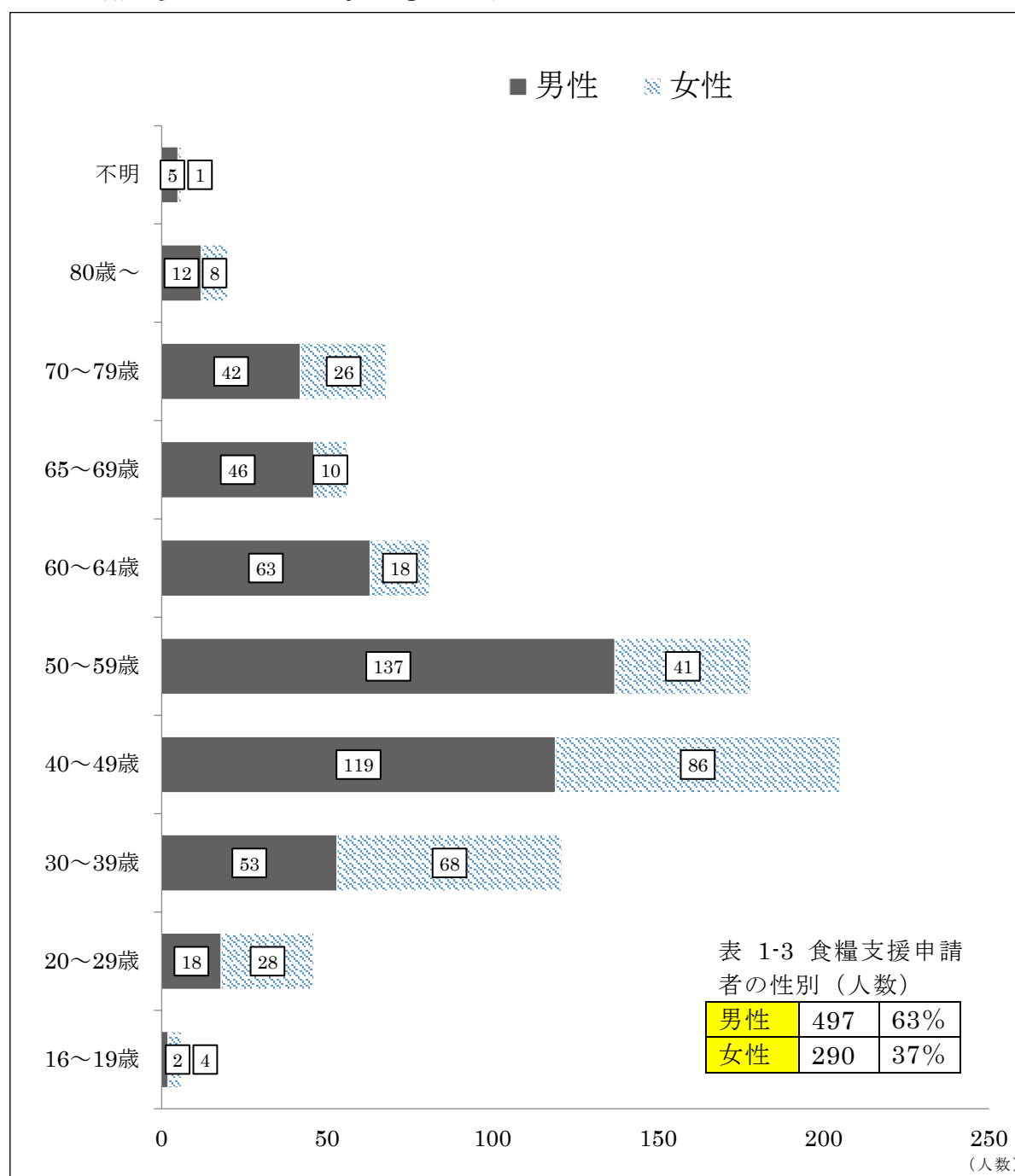


図 1-3 食糧支援申請者の性別・年齢（N＝787）

①-1 母子家庭年齢割合

食糧支援を申請した女性全 290 名の中で母子家庭が 125 名（全体 43%）と多いが、①に記載した通り特に 20 歳代から 30 歳代の割合が高いことがわかる。30 歳代では 46 世帯（全体の 68%）40 歳代では 53 世帯（全体の 62%）を占めている。

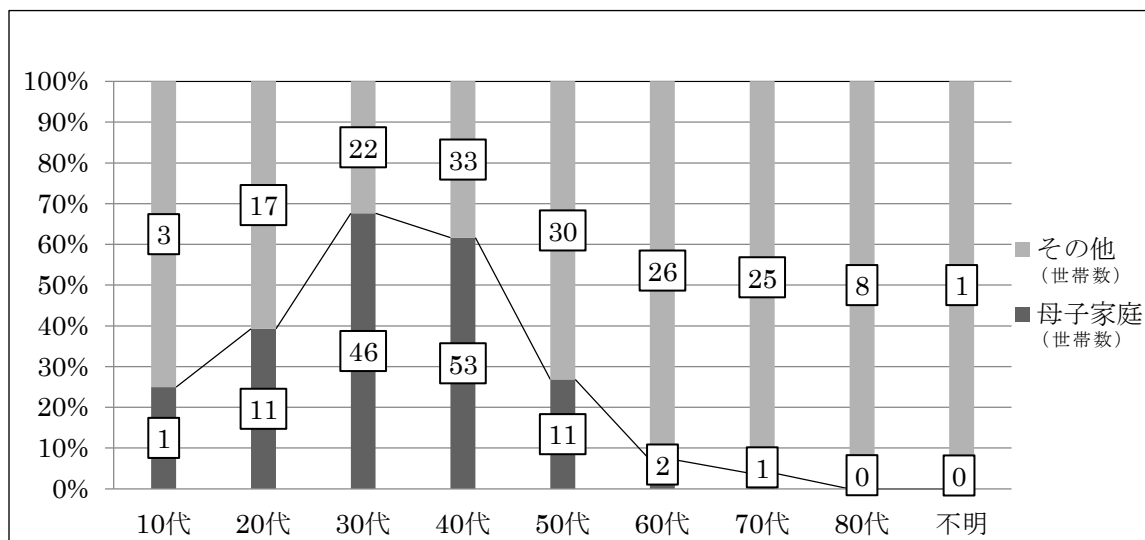


図 1-4 母子家庭年齢割合

②食糧支援申請者および同居家族を含む利用者全体の年齢割合

19 歳以下の子どもが 461 名、65 歳以上の高齢者が 203 名を占めたことから、非稼働世代が全体の 44%に至った。

表 1-4 食糧支援申請者および同居家族を含む利用者全体の年代別人数

19 歳以下	461	20 歳代	102	30 歳代	165	40 歳代	264
50 歳代	225	60～64 歳代	106	65 歳以上	203		

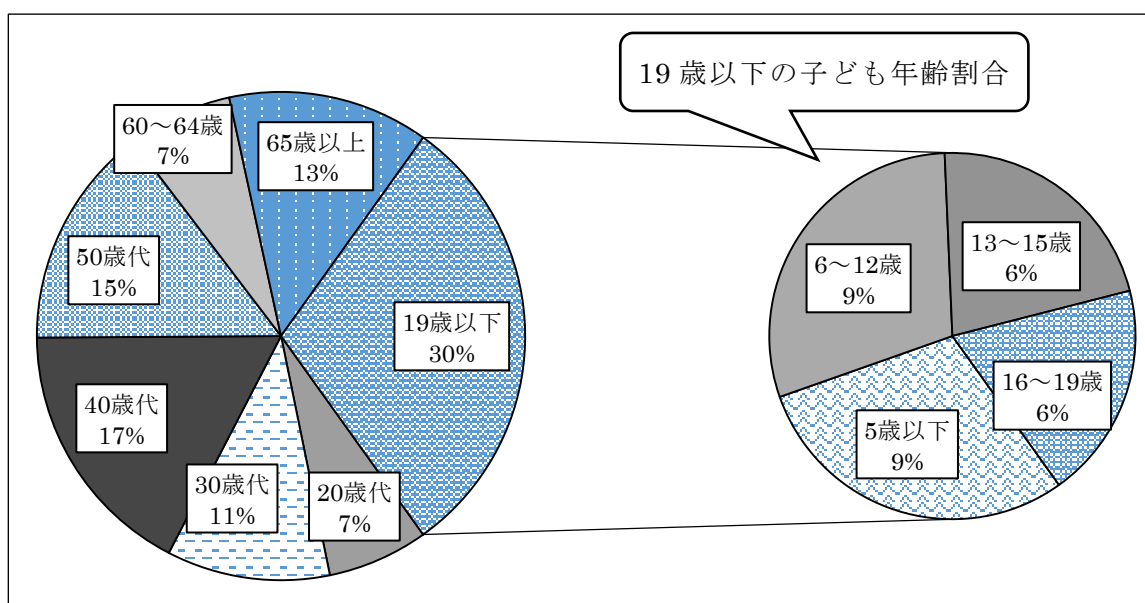


図 1-5 食糧支援申請者および同居家族を含む利用者全体の年齢の割合（N=1,526）

③食糧支援申請者自身の身体・精神疾患の有無

食糧支援申請者の 3 分の 1 以上はなんらかの病気・怪我・障害を抱えている。中には事故などが原因で失業または休職し収入が得られなくなり、その上治療費を支払うことで家賃・公共料金の支払いが滞り困窮状態に陥るケースもある。また障害者の場合は福祉的就労や一般就労しているものの、低収入である場合が多い。

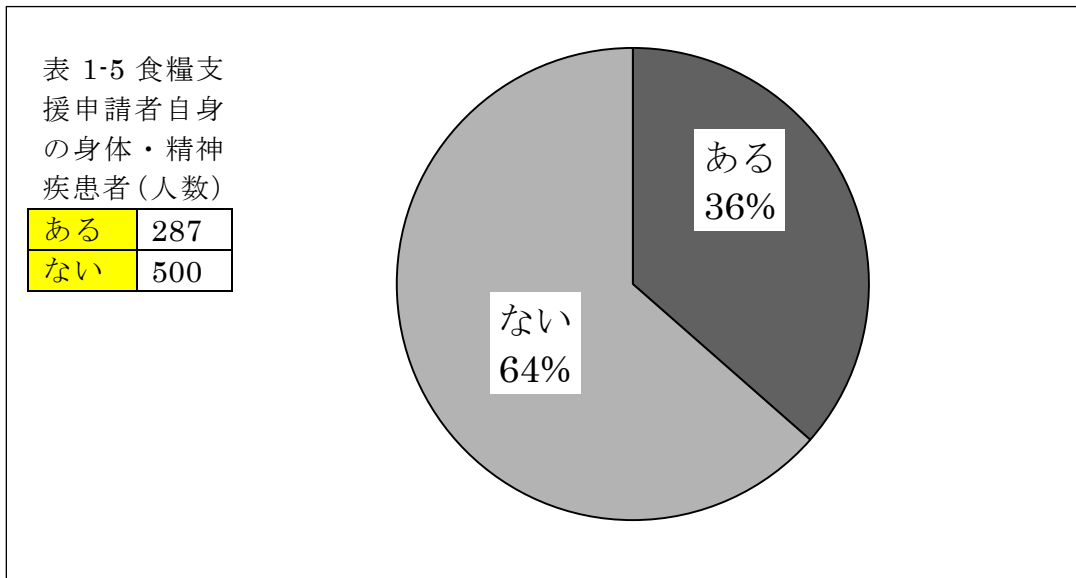


図 1-6 食糧支援申請者自身の身体・精神疾患の割合 (N=787)

④食糧支援申請者を除く同居者の身体・精神疾患有無

食糧支援申請者を除く同居者全 740 名の内、病気・怪我・障害を抱えている人は 47 名であった。同居者に介護が必要な場合、食糧支援申請者が正規就労することが難しく、収入の低い非正規雇用である場合が多い。

⑤申請元機関・団体割合

市町村福祉課からの申請が 495 件（全体の 63%）を占めた。

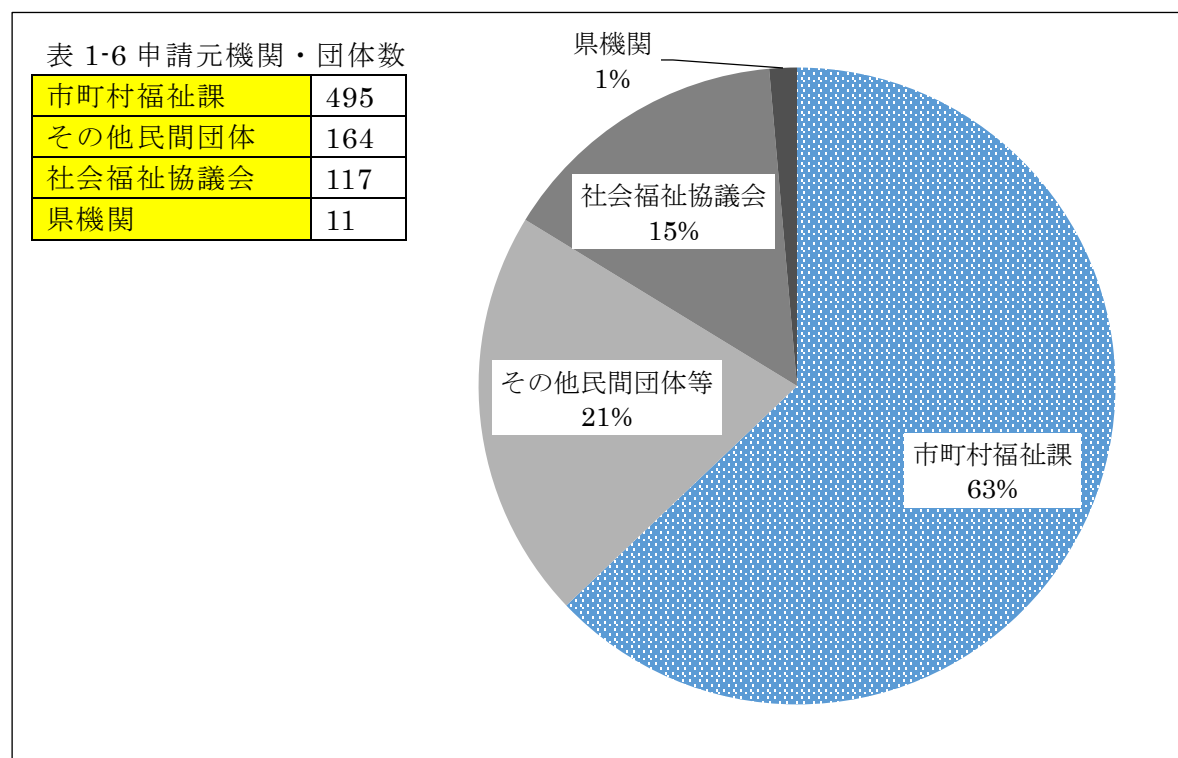


図 1-7 申請元機関・団体割合（N=787）

⑤-1 市町村福祉課からの申請内訳

甲府市が 199 件（全体の 40%）と最も多く、ついで甲斐市が 102 件（全体の 21%）であった。

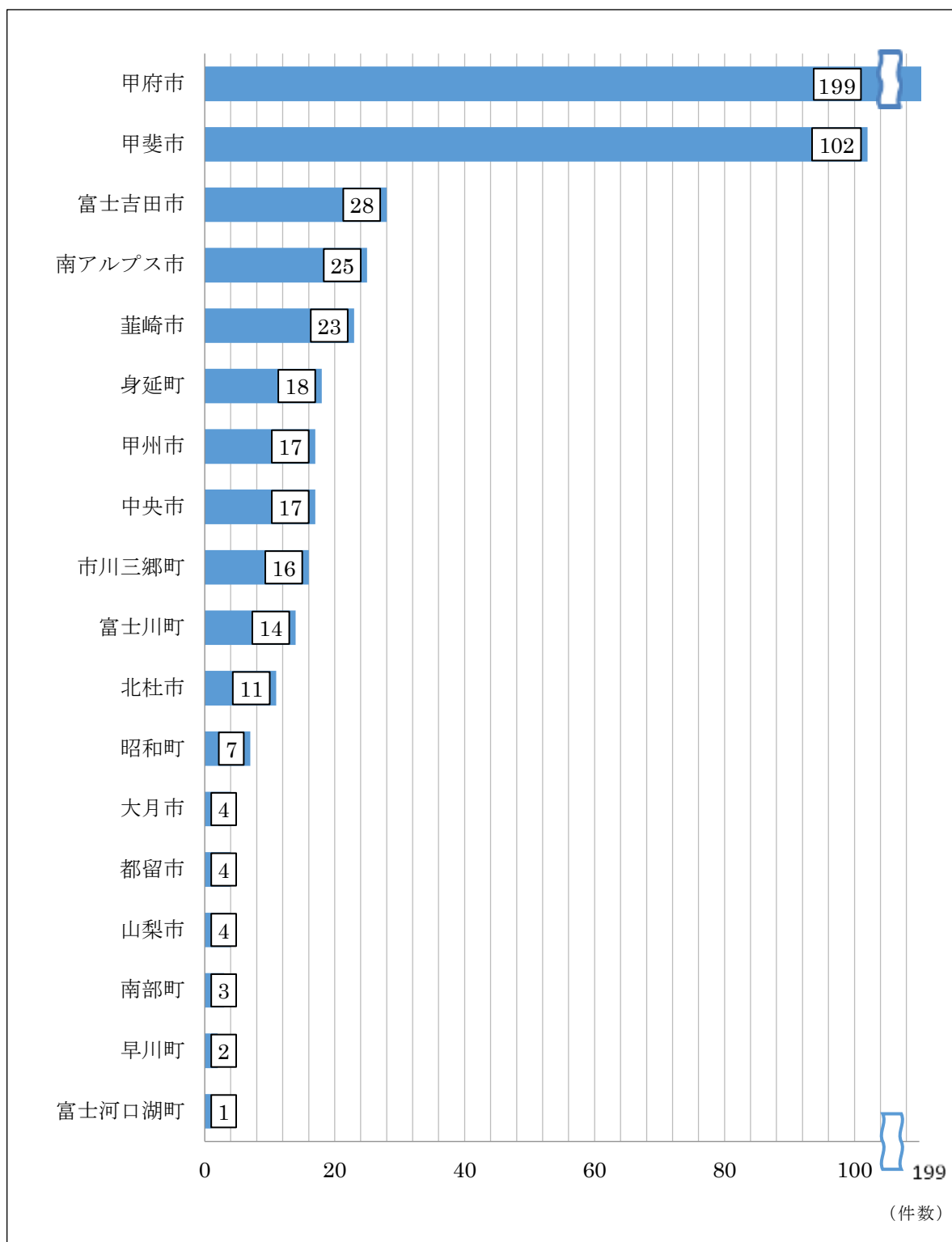


図 1-8 市町村福祉課からの申請件数（N=495）

⑤-2 その他民間団体等からの申請内訳

生活困窮者・ホームレス支援、炊き出し等を行っている、やまなしライフサポートからの申請が 97 件（全体の 59%）と最も多い。

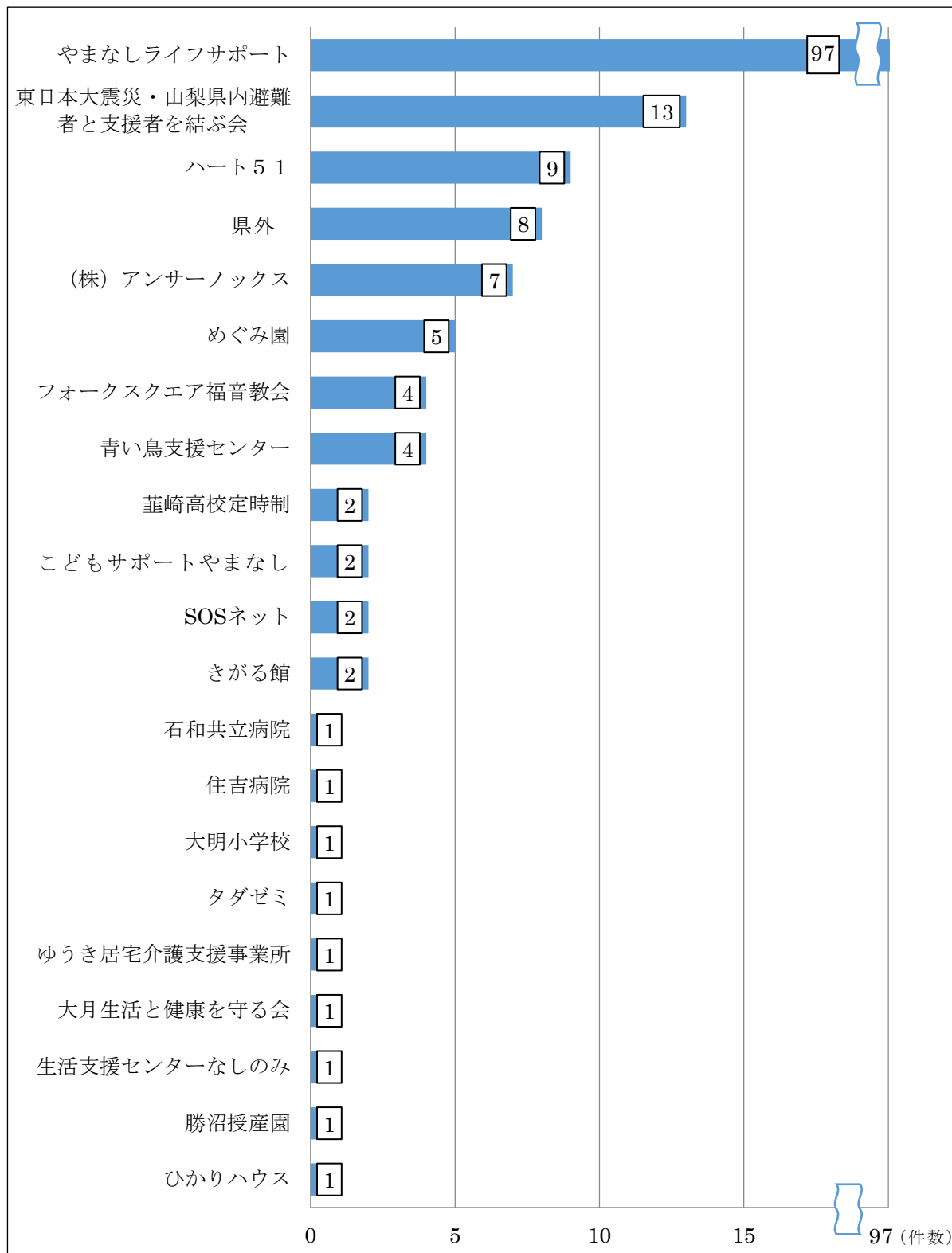


図 1-9 その他民間団体等からの申請件数（N=164）

⑤-3 社会福祉協議会からの申請内訳

中央市と昭和町が 51 件（全体の 44%）を占めている。⑤-1 の市町村福祉課からの申請内訳では甲府市と甲斐市の申請が多いにも関わらず社会福祉協議会では 1 件も申請がない理由は、市町村によっては福祉課と社会福祉協議会の間で生活困窮者の情報を共有している事が多く、どちらか一方が申請を行うためである。

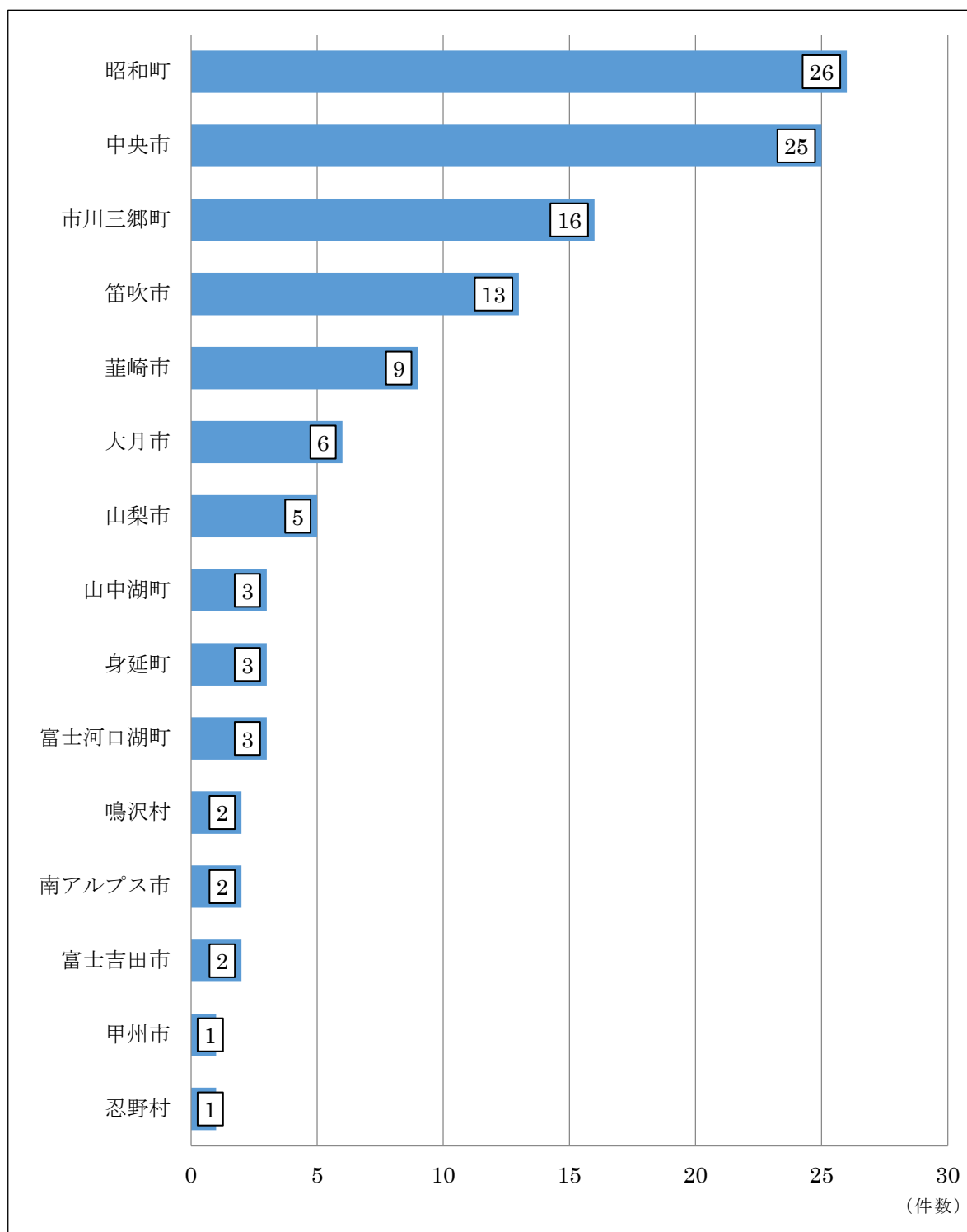


図 1-10 社会福祉協議会からの申請件数（N=117）

⑤-4 県機関からの申請内訳

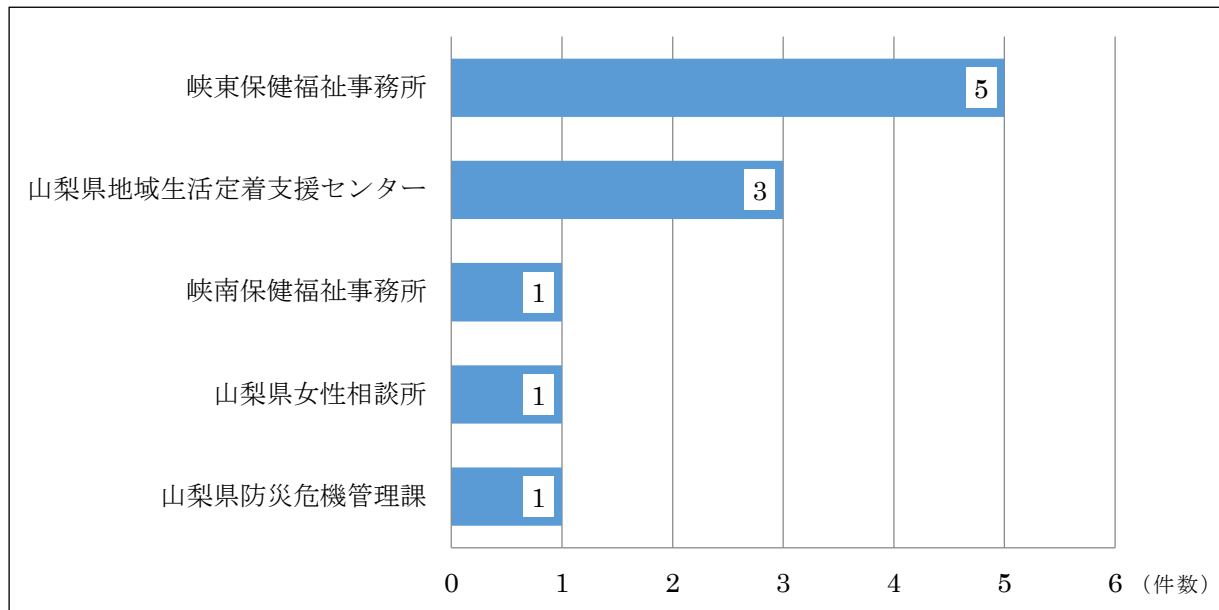


図 1-11 県機関からの申請件数 (N=11)

⑥食糧支援を申請するに至った理由

困窮したときに周りに援助可能な親族・友人がおらず、申請元を訪れるケースが殆んどである。さらに生活に困窮し、食糧支援の申請に至る要因は 2 つ以上の要因が重なるケースが多くみられた。最も多いのは身体・精神疾患により就労ができない、もしくは収入が低いという理由であった。2 番目に多いのは失業 278 世帯（全体の 20%）である。3 番目に多いのが生活保護申請後受給決定までの間食べるものが無い世帯であり、その多くは 1 回から 6 回の支援で終了している。また、一人親家庭については子育てのためにフルタイムで働くことが難しく、雇用の継続が不安定で常に低収入である。そのためなかなか貧困の状態から脱却できず、食糧支援の延長をせざるをえない場合が多い。又、配偶者及びパートナーがいきなり失踪するケースは特に外国人の世帯によく見られる。最近（2013 年以降）の傾向としては 65 才以上の高齢者で低年金もしくは無年金という世帯の申請が増加している。これらの世帯では今後、新たな収入の見込みが得られないため、支援を終了することが難しい。そのため継続的な支援が必要である。

※個別ファイルの担当者記述欄を元に分析。申請理由に該当する記述が 2 つ以上みられる場合があるため全 787 世帯の申請理由が 1,417 となった。

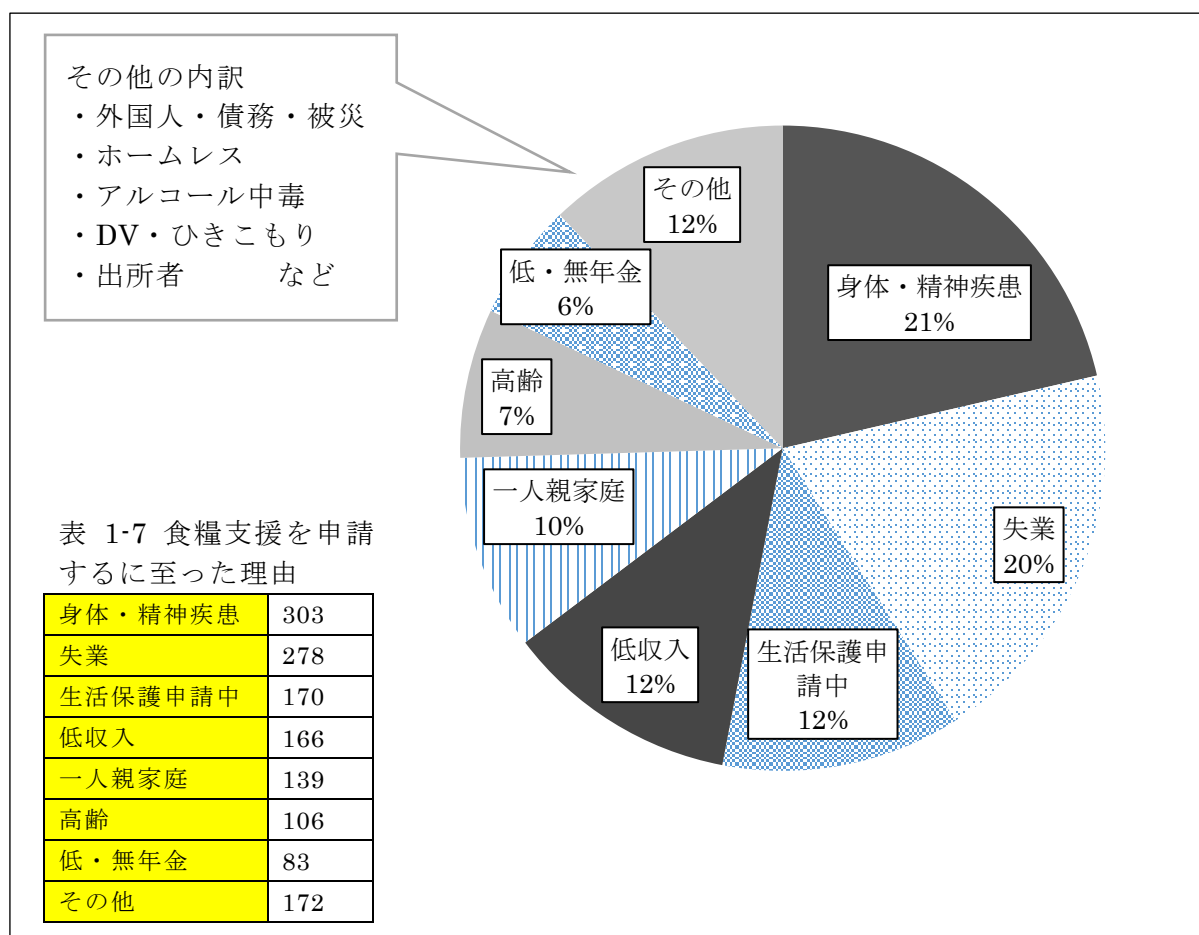


図 1-12 食糧支援を申請するに至った理由（複数回答 N=1,417）

⑦食糧支援回数

食のセーフティネット事業では最大で 6 回（3 ヶ月）までを食糧支援の期間と定めているが、申請元の担当者がその後の経過によって支援を継続させる必要があると判断した場合は 3 ヶ月の延長することが可能である。最も長く支援を受けているのは一人親・低収入世帯の計 74 回（約 3 年）であり現在も継続中である。最も短いのは生活保護を申請後、受給決定までの期間食糧を必要としている世帯である。この 3 年間の合計支援回数は延べ 7,796 回であり、1 世帯あたり平均 10 回（5 ヶ月）の支援を実施したことになる。

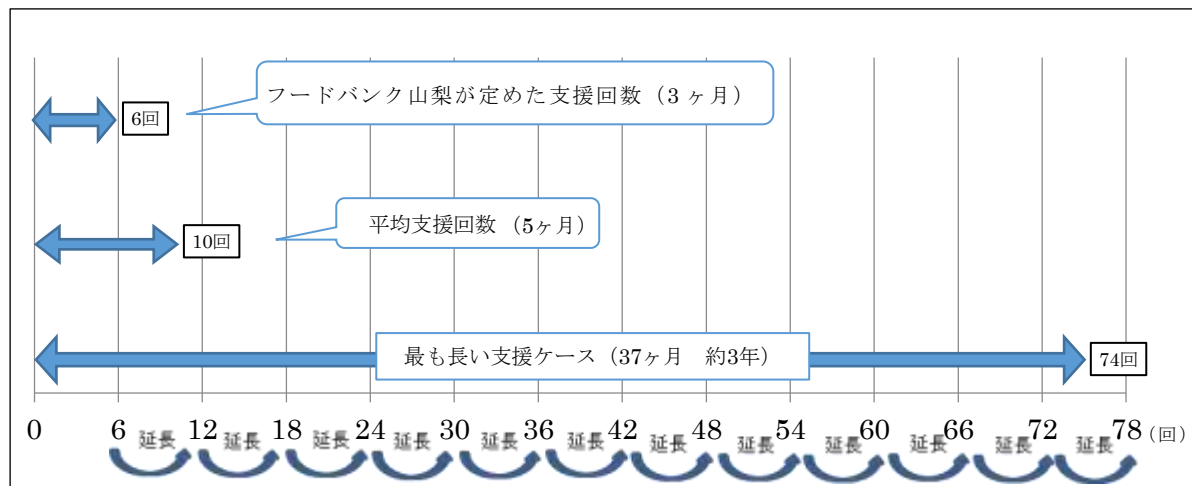


図 1-13 食糧支援回数

⑦-1 延長を希望する理由

身体・精神疾患

就職できない、もしくは長時間労働ができない。

一人親

子育てのために長時間労働ができない。

低年金・無年金

年金を納めなかった、もしくは納めていたとしても、納付期間が短かかったり厚生年金に加入していなかったため十分な年金が受け取れず、月に数万円で生活しなければならない。

⑧食糧支援の終了理由

現在 787 世帯の内 159 世帯は支援を継続中であり、628 世帯が終了している。最も多かったのは生活保護申請から受給開始までの一時的な支援を申請したケースにおいて実際に保護費が支給されたため支援終了となった 170 件（全体の 27%）であった。2 番目は担当者が終了と判断した場合である。3 番目は食糧支援開始時に生活保護の申請はしていなかったものの、結果的に生活保護を受給するに至った 89 件（全体の 14%）であった。4 番目に多い理由は就職であり、食糧支援開始時に失業していた 278 世帯の内 88 世帯（全体の 32%）が食糧支援を受けた後、結果的に就職に結びついた。（※図 1-15 参照）5 番目の生活安定とは、食糧支援期間中に申請者が主体的に食費を節約するなどして生活が安定することで終了したということである。

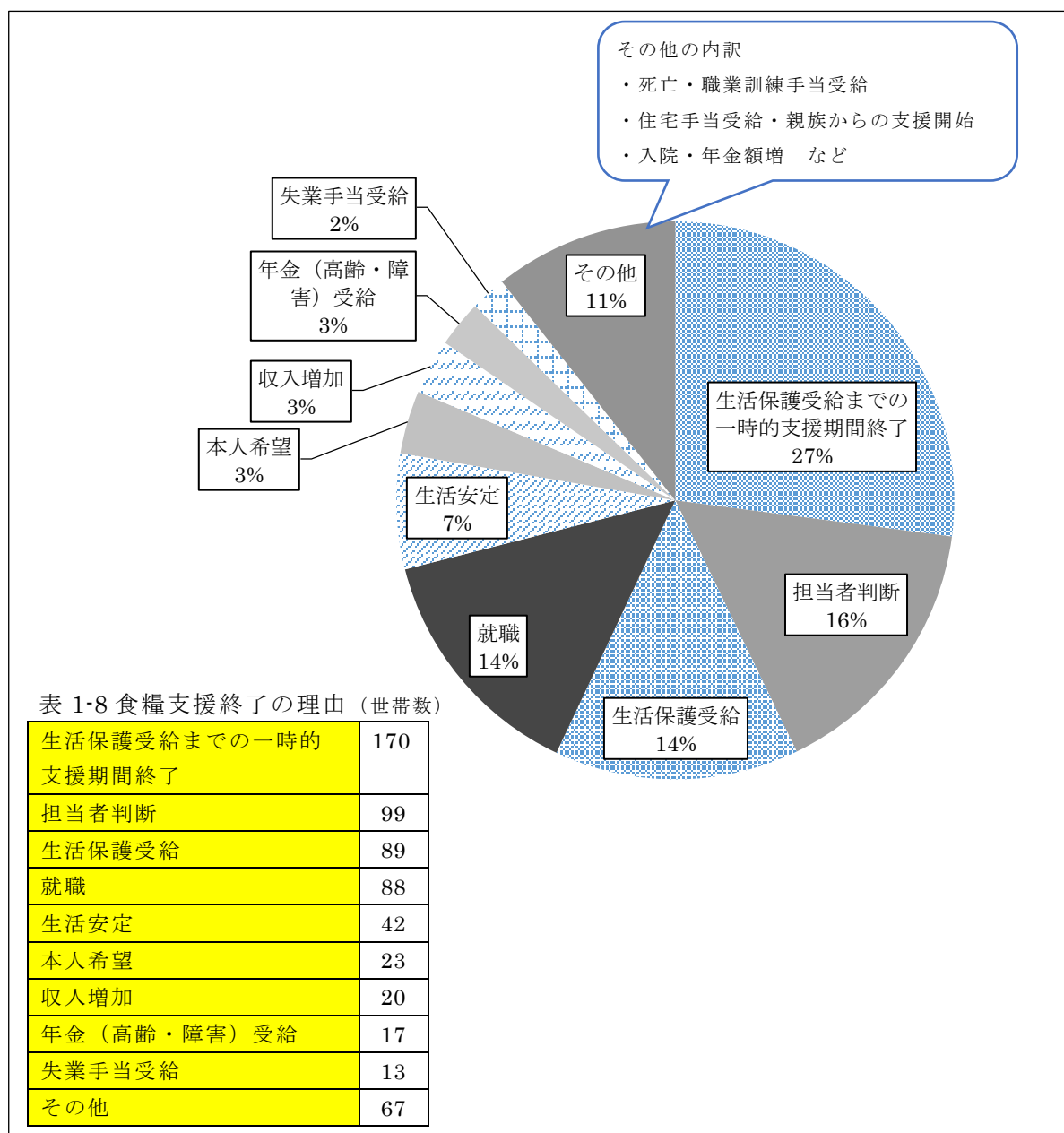


図 1-14 食糧支援の終了理由（N=628）

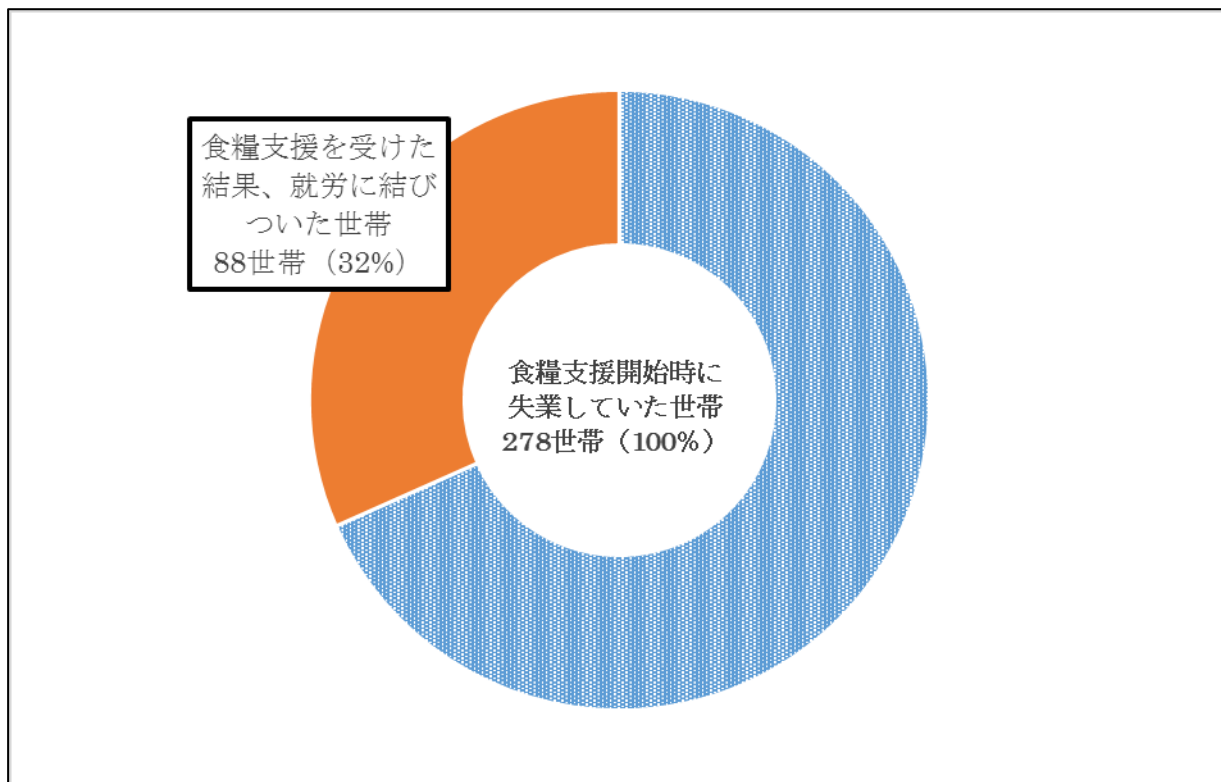


図 1-15 食糧支援申請時に失業していた 278 世帯のうち、就労に結びついた世帯の割合 (N=278)

⑨食糧支援申請者の声

2010 年 11 月の事業開始時より返信されたはがきの総数は 1,472 通である。また返信率は 17%となった。内容別に分類すると、2 つ以上のカテゴリにかかるものもあったため表 1-9 の結果となった。以下に実際の生の声を掲載する。最も多くみられたのは、食糧支援に対するお礼の言葉と共に、困窮する生活状況を綴る言葉であった。例えば、一人親家庭のケースでは、母親は学童年齢期の子どもを抱えて懸命に働いている。しかし、子供の将来や生活の不安があってもその気持ちを吐露できる場がない。唯一、はがきを通して社会とのつながりを実感していることが明らかになった（※図 1-17 参照）。また、就労による低収入、低年金、多重債務の要因からは、家族間の絆を強くして逆境に立ち向かっていこうとする声が伺える。

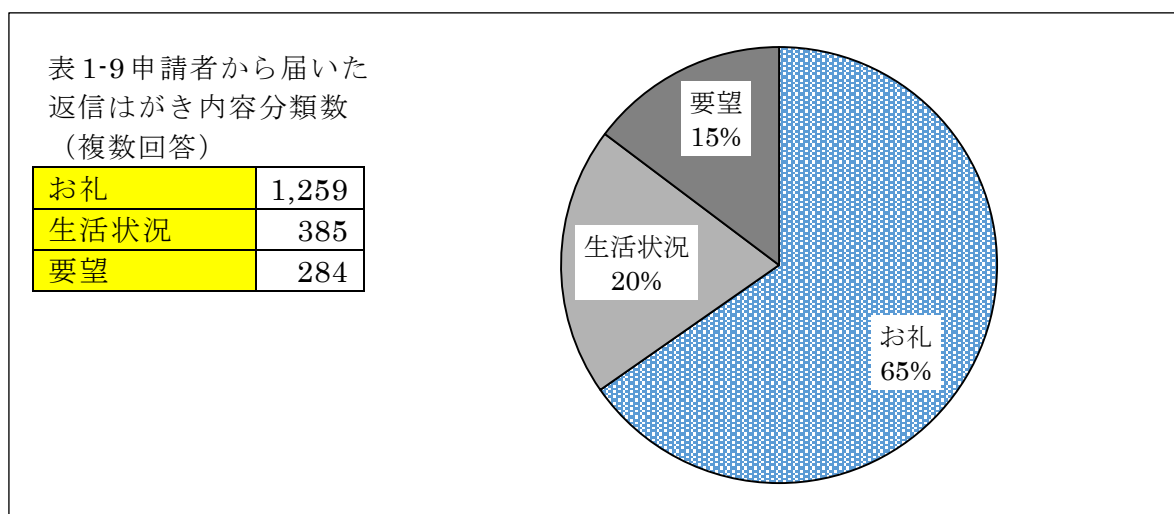


図 1-16 返信はがき内容内訳（N=1,928）

⑨-1 お礼のはがき

お礼のはがき①

こども 2 人を育てながら仕事をしていて不安がいっぱいの中、暖かいお手紙と食品を頂き、涙が止まりません。常にお手紙を持ち歩き、心がつまった時、目を通すと励みになります。1 人ではないのだと・・・。

図 1-17 30 代女性（一人親家庭・債務者）のはがき

お礼のはがき②

お世話になっております。7/7（土）に品物が届きました。有難うございます。箱を開けて、二人とも「ワーッ」と声がありました。七夕かざりが入っていたからです。ふたり共ニコニコ顔になりました。孫はたくさんのカップ麺にも「ワーワー」言いながらお米を米びつに入れてくれました。「ホッ」とする瞬間です。短冊にそれぞれ願い事を書いてベランダのところにかざりました。素敵なサプライズにジーンとしました。（願い事は秘密ですけど・・・）

図 1-18 60 代女性（低年金・孫と二人暮らし）のはがき

⑨-2 生活状況のはがき

生活状況のはがき①

1 歳になったばかりの息子と来年小学生になる娘がいます。冷蔵庫・電子レンジ・ガスのない生活を 4 ヶ月ほど送っています。（中略）離婚して心が折れそうなことがありつつも、子どもたちの笑顔に救われています。

- ・ 母 1 人、子ども 2 人の 3 人世帯
- ・ 医療事務員として稼働。
- ・ 子どもが幼く長時間労働ができない。

図 1-19 30 代女性（一人親・低収入）のはがき

生活状況のはがき③

主人が障害者で仕事ができず、私の収入で生活していたのですが私の仕事も派遣のため切られてしまい、今一生懸命探しています。一日も早く仕事が見つかる様にハローワークなどに行ったり、知り合いに聞いたりして探しています。

- ・ 50 代夫婦（夫が障害者）
- ・ 妻が夫を養っていたが派遣切りにあい、夫の障害年金
- ・ 月 4 万 5 千円のみで生活している。

図 1-20 50 代女性（同居者身体疾患・失業者）のはがき

生活状況のはがき③

生きていくのが本当につらくなりました。（中略）私も難しい問題を沢山背負って生きています。長男の借金で自己破産しようといふ弱くなり、一緒に頑張って生きてくれる三男と時々辛いねって言ってしまいましたが光がさすまで頑張って二人で働いています。

- ・ 三男と 2 人世帯。低収入
- ・ 所在不明の長男による多額の負債をかかえており、それらを返済していく意思があり、生活保護に該当しない。
- ・ 母は高血圧で薬を常用している。

図 1-21 60 代女性（債務者・低収入）のはがき

3. 考察

フードバンク山梨が3年間継続的に実施してきた、食のセーフティネット事業利用者に関する実態調査の結果に関して考察する。

1. 食糧支援申請者の属性

申請者の性別は、男性の割合が63%と女性の37%より高い傾向があった。しかし20～39歳に限定すると、男性より女性の申請者の占める割合が高い（図1-3）。

これは母子家庭において、助けてくれる親族がいなかったり、幼い子どもの育児で短時間のパート・アルバイト等、安定した職に就くことが難しく、生活に困窮し食糧支援を申請するケースが多いと考えられる。

また、これまでに食糧支援を行った787世帯、そのうち、461人（全体の30%）は19歳以下の子どもである（図1-5）。困窮世帯というと大人を想像することが多いが、食糧支援対象者の中には3割の子どもが含まれていることを忘れてはならない。

申請者の36%はなんらかの身体・精神疾患（病気・怪我・障害等）があることが明らかになった。身体や精神疾患のため就労が難しかったり、就労していても低賃金である場合が多く結果的に生活に困窮している（図1-6）。

2. 食糧支援期間

支援期間の短い一時的な食糧支援を申請するケースとしては生活保護の申請後、保護費の支給が開始されるまでの申請が170世帯、全体の22%と多かった（図1-12）。食糧支援の期間はフードバンク山梨では毎月2回、3ヵ月間と定めているが、787世帯のうち、323世帯（全体の31%）は3ヵ月の食糧支援期間を延長している。また、一世帯当たりの平均支援期間は5ヵ月間となっており、3ヵ月という支援期間はケースによっては生活を立て直す期間としては短いといえる（図1-13）。

3. 食糧支援の終了理由

食糧支援の終了理由には、すでに保護費支給開始で終了することが決まっていたケース（全体の27%）や、福祉課や社会福祉協議会の申請元機関の担当者判断での終了（全体の16%）、就職（全体の14%）等により終了したケースが多い（図1-14）。また、申請前失業していた278世帯に限定すると88世帯（32%）が食糧支援を受け、結果的に就職につながり食糧支援を終了している（図1-15）。就職した場合でも、すぐに支援を終了するのではなく、最初の給料が支払われるまでの1ヵ月間支援を継続するなど、生活が安定するまで柔軟に対応した。

4. 申請元機関・団体

食糧支援申請元の約80%は市町村福祉課や社会福祉協議会であることが明らかになった（図1-7）。このことから困窮した人々は、まず公的機関へ相談するケースが多いことが分かった。また、次に申請が多かったのがホームレス支援団体であり、その後震災避難者支援団体、外国人支援団体と続いている（図1-9）。

本書より転載・複製する場合には、特定非営利活動法人フードバンク山梨の許可を得てください。

厚生労働省 平成 25 年度セーフティネット支援対策事業（社会福祉推進事業）

食糧支援、就労準備支援、就労・生活相談支援の一体化による
新たな包括的自立支援モデルの調査・研究事業
報告書

発行月 平成 26 年（2014 年）3 月

発行・編集者 特定非営利活動法人フードバンク山梨

住所 〒400-0306 山梨県南アルプス市小笠原 317 サンシャインビル 1F

TEL/FAX 055-282-8798

E-mail info@fbyama.com

URL www.fbyama.com